

佐用町国民保護計画

令和7年3月改定

佐用町

目 次

| | |
|--|-----------|
| 第1編 総 論..... | 1 |
| 第1章 計画の趣旨 | 1 |
| 第1節 計画作成に当たっての基本的考え方 | 1 |
| 第2節 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ | 1 |
| 第3節 町国民保護計画の構成 | 2 |
| 第4節 町国民保護計画の見直し、変更手続 | 3 |
| 第2章 保護措置に関する基本方針 | 4 |
| 第1節 基本的人権の尊重 | 4 |
| 第2節 町民の権利利益の迅速な救済 | 4 |
| 第3節 町民に対する情報提供 | 4 |
| 第4節 関係機関相互の連携協力の確保 | 4 |
| 第5節 町民の協力 | 4 |
| 第6節 災害時避難行動要支援者への配慮及び国際人道法の的確な実施 | 4 |
| 第7節 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 | 5 |
| 第8節 保護措置に従事する者等の安全の確保 | 5 |
| 第9節 外国人への保護措置の適用 | 5 |
| 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 | 6 |
| 第1節 関係機関の事務又は業務の大綱 | 6 |
| 第2節 関係機関の連絡先 | 10 |
| 第4章 町の地理的、社会的特徴..... | 11 |
| 第1節 自然条件 | 11 |
| 第2節 社会条件 | 14 |
| 第5章 町国民保護計画が対象とする事態 | 17 |
| 第1節 武力攻撃事態等 | 17 |
| 第2節 緊急対処事態 | 20 |
| 第2編 平素からの備えや予防..... | 22 |
| 第1章 組織・体制の整備等 | 22 |
| 第1節 町における組織・体制の整備 | 22 |
| 第2節 関係機関との連携体制の整備 | 25 |
| 第3節 通信の確保 | 30 |
| 第4節 情報収集・提供等の体制整備 | 31 |
| 第5節 研修及び訓練 | 35 |
| 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え..... | 37 |
| 第1節 避難に関する基本的事項 | 37 |
| 第2節 避難実施要領のパターンの作成 | 38 |
| 第3節 救援に関する基本的事項 | 39 |
| 第4節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 | 39 |
| 第5節 一時集合場所の選定 | 40 |
| 第6節 避難施設の指定への協力 | 40 |
| 第7節 医療体制の整備 | 40 |
| 第8節 生活関連等施設の把握等 | 40 |
| 第3章 物資及び資材の備蓄、整備 | 42 |
| 第1節 町における備蓄 | 42 |
| 第2節 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等 | 42 |
| 第4章 国民保護に関する啓発 | 43 |
| 第1節 保護措置に関する啓発 | 43 |
| 第2節 武力攻撃事態等において町民がとるべき行動等に関する啓発 | 43 |
| 第3編 武力攻撃事態等への対処 | 44 |
| 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 | 44 |

| | | |
|-------------|--------------------------------------|------------|
| 第1節 | 町の体制及び設置基準等 | 45 |
| 第2節 | 危機管理連絡会議及び危機管理対策本部の設置..... | 45 |
| 第3節 | 町国民保護対策本部との調整..... | 47 |
| 第2章 | 町国民保護対策本部の設置等..... | 48 |
| 第1節 | 町国民保護対策本部の設置 | 48 |
| 第2節 | 職員の参集基準等 | 52 |
| 第3節 | 通信の確保..... | 52 |
| 第3章 | 関係機関相互の連携 | 54 |
| 第1節 | 国・県の対策本部との連携 | 54 |
| 第2節 | 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 | 54 |
| 第3節 | 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 | 55 |
| 第4節 | 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 | 55 |
| 第5節 | 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 | 56 |
| 第6節 | 町の行う応援等..... | 56 |
| 第7節 | ボランティア団体等に対する支援等 | 56 |
| 第8節 | 町民への協力要請 | 57 |
| 第4章 | 警報及び避難の指示等 | 59 |
| 第1節 | 警報の伝達等 | 59 |
| 第2節 | 避難住民の誘導等 | 61 |
| 第5章 | 救援 | 73 |
| 第1節 | 救援の実施 | 73 |
| 第2節 | 関係機関との連携 | 73 |
| 第3節 | 救援の内容 | 74 |
| 第4節 | 救援の実施方法..... | 74 |
| 第6章 | 安否情報の収集・提供 | 84 |
| 第1節 | 安否情報の収集..... | 84 |
| 第2節 | 県に対する報告..... | 85 |
| 第3節 | 安否情報の照会に対する回答..... | 85 |
| 第4節 | 日本赤十字社に対する協力 | 86 |
| 第7章 | 武力攻撃災害への対処 | 87 |
| 第1節 | 武力攻撃災害への対処..... | 87 |
| 第2節 | 応急措置等 | 87 |
| 第3節 | 生活関連等施設における災害への対処等 | 91 |
| 第4節 | 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等..... | 92 |
| 第8章 | 被災情報の収集・報告及び公表 | 96 |
| 第1節 | 被災情報の収集及び報告 | 96 |
| 第2節 | 被災情報の公表 | 96 |
| 第9章 | 保健衛生の確保その他の措置 | 97 |
| 第1節 | 保健衛生の確保 | 97 |
| 第2節 | 廃棄物の処理 | 98 |
| 第3節 | 文化財の保護 | 99 |
| 第10章 | 町民生活の安定に関する措置 | 99 |
| 第1節 | 生活関連物資等の価格安定 | 99 |
| 第2節 | 避難住民等の生活安定等 | 99 |
| 第3節 | 生活基盤等の確保 | 99 |
| 第11章 | 特殊標章等の交付及び管理..... | 100 |
| 第1節 | 特殊標章等 | 100 |
| 第2節 | 特殊標章等の交付及び管理 | 101 |
| 第3節 | 特殊標章等に係る普及啓発 | 101 |
| 第4編 | 復旧等 | 102 |
| 第1章 | 応急の復旧 | 102 |
| 第1節 | 基本的考え方 | 102 |
| 第2節 | 公共的施設の応急の復旧 | 102 |

| | | |
|--------------------------------|-------|-----|
| 第2章 武力攻撃災害の復旧 | | 103 |
| 第1節 国における所要の法制の整備等 | | 103 |
| 第2節 町における当面の復旧 | | 103 |
| 第3節 町が管理する施設及び設備の復旧 | | 103 |
| 第3章 保護措置に要した費用の支弁等 | | 104 |
| 第1節 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 | | 104 |
| 第2節 損失補償及び損害補償 | | 104 |
| 第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん | | 104 |
| 第4節 国民の権利利益の救済に係る手続等 | | 104 |
| 第5編 緊急対処事態への対処 | | 106 |
| 第1章 緊急対処事態 | | 106 |
| 第2章 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 | | 107 |

第1編 總論

第1章 計画の趣旨

町は、町民の生命、身体及び財産を保護する責務にかかるが、国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

第1節 計画作成に当たっての基本的考え方

はじめに、町は、以下の基本的考え方のもと、佐用町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）を作成する。

1 国民保護法制の役割

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、武力攻撃事態等から国民を守る仕組みを定めたものであり、この法律をはじめ武力攻撃事態対処法など一連の有事法の施行によって、関係機関の有事における活動を事前に明確にしておく枠組みができたと言える。このような法制による仕組みがあつてはじめて、民主主義国家における安全のためのシステムが機能するものであり、国民保護法を実効性あるものにするため、この計画を作成するものである。

2 町民の保護の確立

この計画は、町が、町民の生命、身体及び財産を守る立場から、これまでの経験や教訓を活かし、町民の自由と権利を尊重しつつ、武力攻撃事態等から町民を保護するための活動を行い、もって有事における町民の安全と安心を確立するために作成するものである。

3 國際平和のための取組と武力攻撃事態等への備え

国の平和と国民の安全を確保するためには、諸外国との良好な協調関係の確立や国際社会との協力などにより、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要であり、佐用町においても国際平和を希求する立場から、多文化共生の社会づくり、草の根の国際交流など様々な取組を展開しており、このような取組はこれからも続けていかなければならない。

しかしながら、こうした平和への努力を重ねてもなお、万一、武力攻撃や大規模テロが発生したときは、町は、町民の生命、身体及び財産を守る必要があるため、この計画を作成するものである。

4 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓の反映

武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、町民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多いことから、計画の作成に当たっては、備えの大切さなど阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとする様々な危機事案における教訓を踏まえた地域防災計画等に基づくこれまでの取組の蓄積を最大限に取り入れるとともに、地域防災計画との整合を図るよう努める。

第2節 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

1 計画の目的

町国民保護計画は、武力攻撃事態等から町民の生命、身体及び財産を保護し、町民生活や町民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

2 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護

法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町国民保護計画に基づき、町民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

【町が実施する保護措置】(法16 I)

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他の町民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

3 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、国民保護計画を作成する。

4 町国民保護計画に定める事項

国民保護計画に定める事項は、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 町の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 町が実施する保護措置に関する事項
- (3) 保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 保護措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (6) 上記のほか、町の区域に係る保護措置に関し町長が必要と認める事項

5 計画の対象

町国民保護計画においては、町の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行などで町の区域内に滞在する人や町域を越えて町の区域内に避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び町の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下、これらを「町民」という。）を保護の対象とする。

6 町地域防災計画との関係

町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、佐用町域に係る災害対策全般に関し、迅速な災害応急対応を図り、住民等の生命、身体及び財産を災害から保護すること目的とし作成されたものであり、町国民保護計画とは別の法体系によるものであるが、双方の計画で想定する「警報、避難、救助、安否確認及び救援」などの対応に関しては類似する点が多くあるため、町国民保護計画に定めのない事項については、被害の状況に応じて、町地域防災計画や町防災対策マニュアル及びその他関係法令等に準じた措置を講ずるなど、臨機応変に迅速・的確な対応を図る必要がある。

第3節 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処
国民保護計画資料編（町ホームページに掲載）

第4節 町国民保護計画の見直し、変更手続

1 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

2 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、国民保護法第35条第5項の規定に基づき、県知事に協議し、国民保護法第35条第6項の規定に基づき、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表するものとする。（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 保護措置に関する基本方針

町は、保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たっては、特に留意すべき事項について、以下のとおり、保護措置に関する基本方針として定める。

第1節 基本的人権の尊重

町は、保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、町民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

第2節 町民の権利利益の迅速な救済

町は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の町民の権利利益の救済に係る手續を、できる限り迅速に処理するよう努める。

第3節 町民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、町民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

第4節 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

第5節 町民の協力

1 住民の協力

町は、国民保護法の規定により保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

町は、避難や救援などにおいて、住民の自発的な協力が得られるよう、平素から保護措置の重要性について広く啓発を行うとともに、自治会、地域づくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

2 企業・団体の協力

町は、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、企業・団体に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、企業・団体の自主的な判断を尊重し、強制することのないよう配慮する。

また、町は、企業・団体の地域防災活動への参画を促すとともに、企業・団体における防災対策への取組に対する支援に努める。

第6節 災害時避難行動要支援者への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、保護措置の実施に当たっては、災害時避難行動要支援者の保護について留意する。

また、町は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

※ 国際人道法とは、人道的観点から武力紛争において遵守すべき国際法規範であり、具体的には傷病者や捕虜等の戦争犠牲者の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約等をいう。

第 7 節 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

第 8 節 保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、町等が実施する保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第 9 節 外国人への保護措置の適用

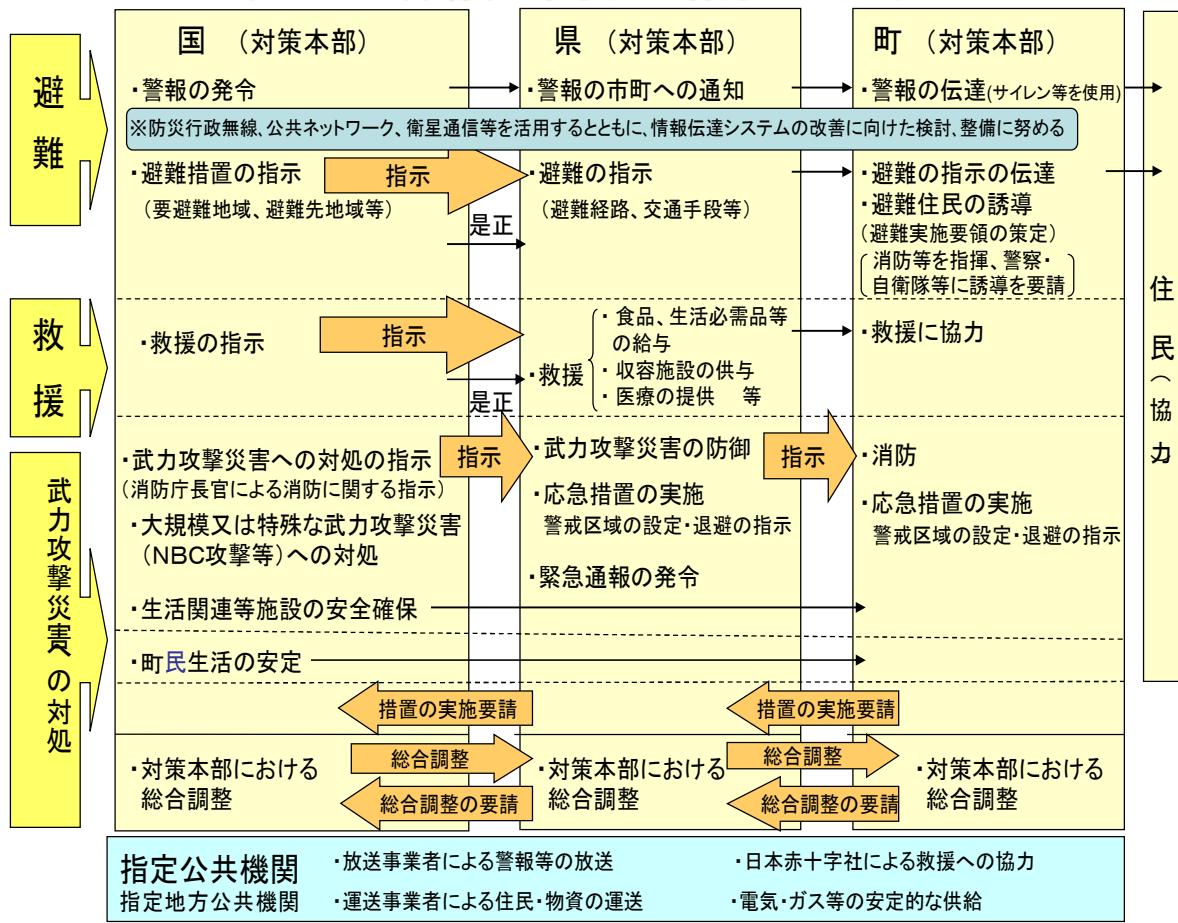
憲法第 3 章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口及び関係機関の事務又は業務の大綱をあらかじめ把握しておく。

■ 保護措置の全体の仕組み

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

第1節 関係機関の事務又は業務の大綱

保護措置について、県、町、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【地方公共団体】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|---|
| 町 | <ol style="list-style-type: none"> 1 町国民保護計画の作成 2 町国民保護協議会の設置、運営 3 町国民保護対策本部及び町緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|--|
| 町 | <p>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>8 水の安定的な供給その他の町民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p> |
| 県 | <p>1 県国民保護計画の作成</p> <p>2 県国民保護協議会の設置、運営</p> <p>3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営</p> <p>4 組織の整備、訓練</p> <p>5 警報の通知</p> <p>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>10 交通規制の実施</p> <p>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p> |

【自衛隊】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-----------------------|---|
| [陸上自衛隊] 中部方面隊 | 1 武力攻撃事態等における保護措置の実施及び関係機関が実施する保護措置の支援等 |
| [海上自衛隊] 呉地方隊・舞鶴地方隊 | |
| [航空自衛隊] 中部航空方面隊 | |

【指定地方行政機関】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---------|--|
| 近畿管区警察局 | <p>1 管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整</p> <p>2 他管区警察局との連携</p> <p>3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</p> <p>4 警察通信の確保及び統制</p> |
| 近畿中部防衛局 | <p>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</p> <p>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</p> |
| 近畿総合通信局 | <p>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</p> <p>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</p> |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--------------------------|--|
| | 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 |
| 近畿財務局 神戸財務事務所 | 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会 |
| 神戸税関 | 1 輸入物資の通関手続 |
| 近畿厚生局 | 1 救援等に係る情報の収集及び提供 |
| 兵庫労働局 | 1 被災者の雇用対策 |
| 近畿農政局 | 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧 |
| 近畿中国森林管理局 | 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給 |
| 近畿経済産業局 | 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興 |
| 中部近畿産業保安監督部近畿支部 | 1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策 |
| 近畿地方整備局 中国地方整備局 | 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 |
| 近畿運輸局 | 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安 |
| 神戸運輸監理部 | 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安 |
| 大阪航空局 | 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 |
| 東京航空局交通管制部 | 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置 |
| 神戸地方気象台 | 1 気象状況の把握及び情報の提供 |
| 第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 | 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 |
| 近畿地方環境事務所 | 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 |

【指定公共機関等】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-----------|---|
| [放送事業者] | <p>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</p> <p>(指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、株式会社MBSラジオ、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社、大阪放送株式会社</p> <p>(指定地方公共機関) 株式会社サンテレビジョン、兵庫エフエム放送株式会社、株式会社ラジオ関西</p> |
| [運送事業者] | <p>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送</p> <p>2 旅客及び貨物の運送の確保</p> <p>① 国内旅客船事業者</p> <p>(指定公共機関) 株式会社商船三井さんふらわあ、阪九フェリー株式会社、マルエーフェリー株式会社、宮崎カーフェリー株式会社</p> <p>(指定地方公共機関) 株式会社淡路ジェノバライン、高速いえしま株式会社、ジャンボフェリー株式会社、沼島汽船株式会社、坊勢汽船株式会社</p> <p>② バス事業者</p> <p>(指定公共機関) 西日本JRバス株式会社、日本交通株式会社、阪急バス株式会社、阪神バス株式会社</p> <p>(指定地方公共機関) 淡路交通株式会社、神姫バス株式会社、全但バス株式会社、山陽バス株式会社</p> <p>③ 航空事業者</p> <p>(指定公共機関) 日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、スカイマーク株式会社、株式会社AIRDO、株式会社ソラシドエア</p> <p>(指定地方公共機関) 日本エアコミューター株式会社、但馬空港ターミナル株式会社</p> <p>④ 鉄道事業者</p> <p>(指定公共機関) 西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社</p> <p>(指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社、神戸新交通株式会社、神戸電鉄株式会社、山陽電気鉄道株式会社、智頭急行株式会社、WILLER TRAINS株式会社、能勢電鉄株式会社、北条鉄道株式会社、六甲山観光株式会社</p> <p>⑤ 内航海運事業者</p> <p>(指定公共機関) 井本商運株式会社</p> <p>⑥ トランク事業者</p> <p>(指定公共機関) 佐川急便株式会社、西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社</p> <p>(指定地方公共機関) 一般社団法人兵庫県トランク協会</p> |
| [電気通信事業者] | <p>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</p> <p>2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</p> |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-----------------|--|
| | (指定公共機関) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社 |
| [電気事業者] | 1 電気の安定的な供給 (指定公共機関) 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関、電源開発送変電ネットワーク株式会社 |
| [ガス事業者] | 1 ガスの安定的な供給 (指定公共機関) 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社 (指定地方公共機関) 一般社団法人兵庫県LPGガス協会 |
| 日本郵便株式会社 | 1 郵便の確保 |
| [病院その他の医療機関] | 1 医療の確保 (指定公共機関) 独立行政法人国立病院機構、公益社団法人日本医師会 (指定地方公共機関) 一般社団法人兵庫県医師会 |
| [河川管理施設、道路の管理者] | 1 河川管理施設、道路の管理 (指定公共機関) 独立行政法人水資源機構、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社 (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ株式会社 |
| 日本赤十字社 | 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 |
| 日本銀行 | 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持 |

第2節 関係機関の連絡先

内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、県地方機関、市町、消防機関、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先については、地域防災計画資料編に記載する。

なお、関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、隨時、最新の情報への更新を行うよう留意する。

(記載事項) 名称、担当部署、所在地、電話、FAX、e-mail、その他の連絡方法

第4章 町の地理的、社会的特徴

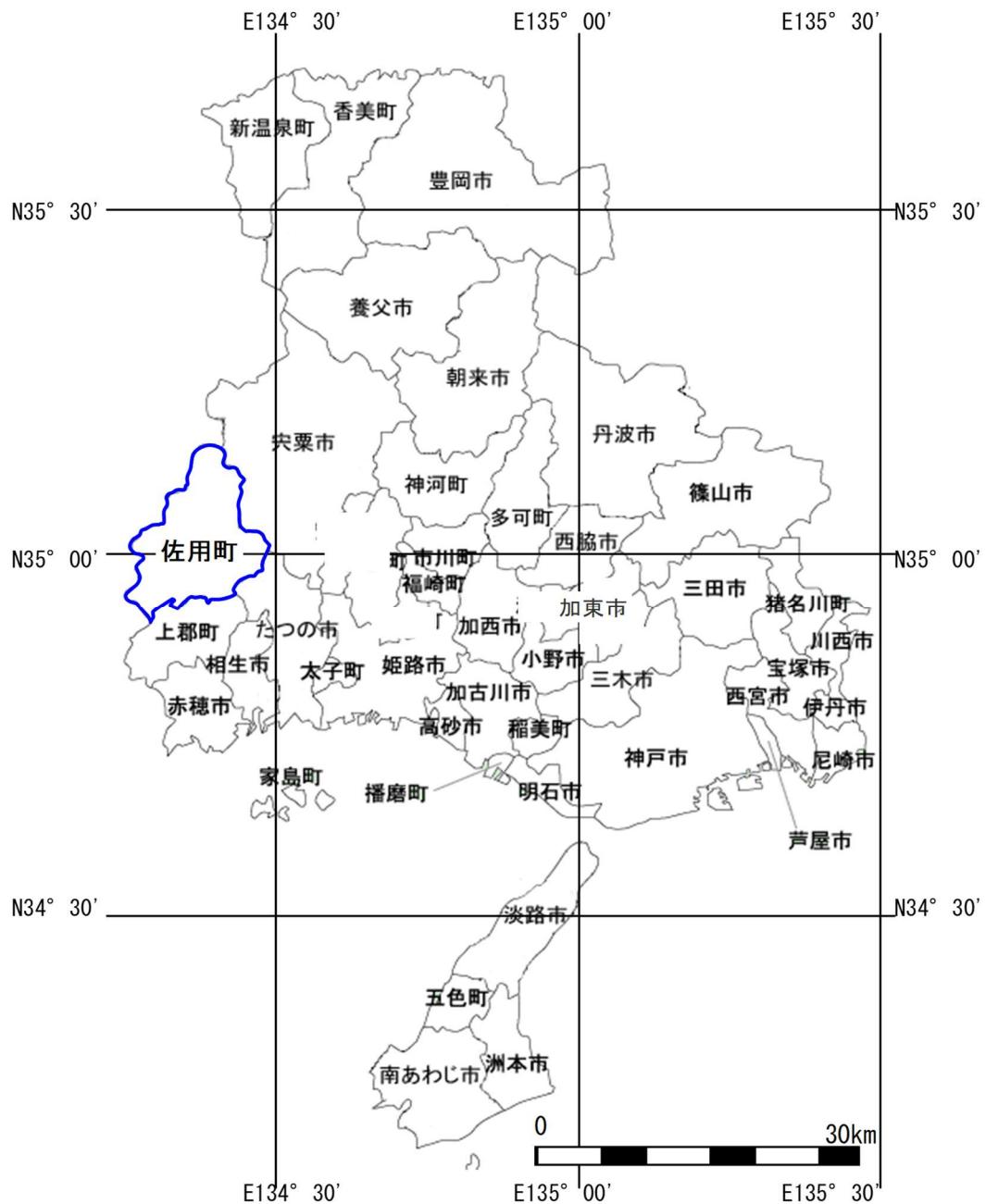
町は、保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

第1節 自然条件

1 地形

佐用町は兵庫県の最西端に位置し、西は岡山県、東は宍粟市、たつの市、南は上郡町と接しており、その面積は 307.44 km²で兵庫県の約 3.7%を占めている。

佐用町から西播磨広域経済圏の中心都市である姫路市へは約 40km、また神戸市へは約 80km の位置関係にあり、時間的距離も姫路市とは JR 姫新線により約 1 時間となっている。

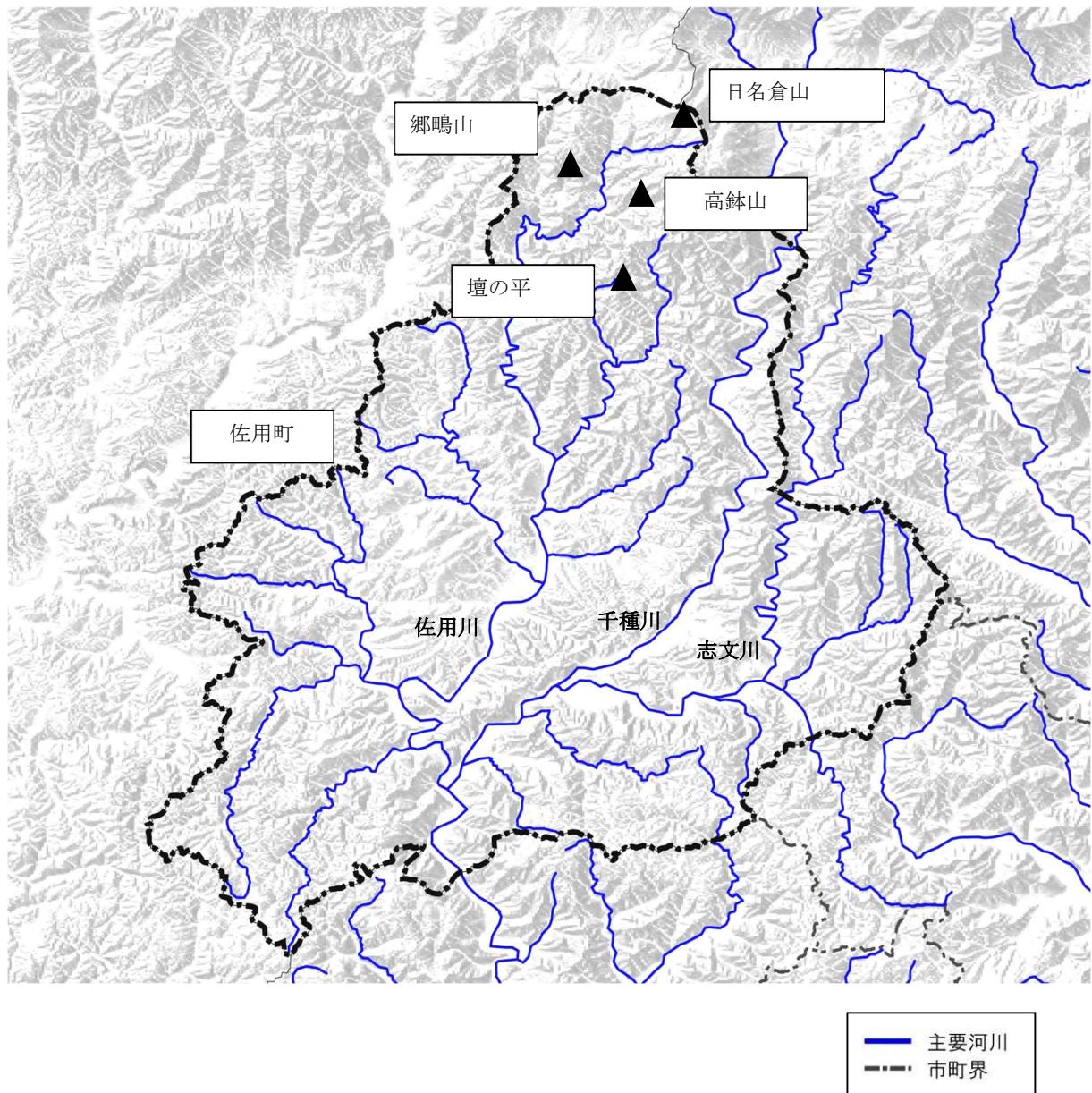


地形は北部には日名倉山（1,047.4m）をはじめ、郷鳴山、高鉢山、壇の平など600m以上の山々がそびえている。日名倉山の南5kmには活断層である山崎断層が北西～南東方向に通過し顕著な地形界をなしている。中部には河川の流域に沿って標高200～400mのなだらかな丘陵地がみられ、谷底平野に集落や農地等が立地する。中～南部では河川の還流蛇行とそれによって形成された還流丘陵が特徴的である。南部は河川沿いに平野が広がる。

河川沿い平野部の標高は千種川（町域）上流（船越）で220～240m、中部（佐用付近）で100～120m、上郡町との境界に近い南部で60m前後である。

水系は、中国山地の東端部に連なる西播磨山地を源として北から南に千種川水系が中央やや東寄りを貫流している。町域の主な河川は、西から東へ、佐用川、千種川、志文川などがあり、佐用川は上月で大日山川と合流した後、久崎で千種川に合流する。志文川は那手で千種川に合流する。千種川と佐用川の合流地点での流域面積はそれぞれ約200km²を有するが、千種川の町域内の流域面積は約100km²で、町域外の上流流域面積が約100km²ある。

千種川、佐用川の河川沿いにはかつての河川により形成された平坦面があり低位段丘と中位段丘とに区分されている。また、中部から南部にかけての丘陵頂部には礫層（佐用礫層）が分布する平坦面があり高位段丘と呼ばれる。



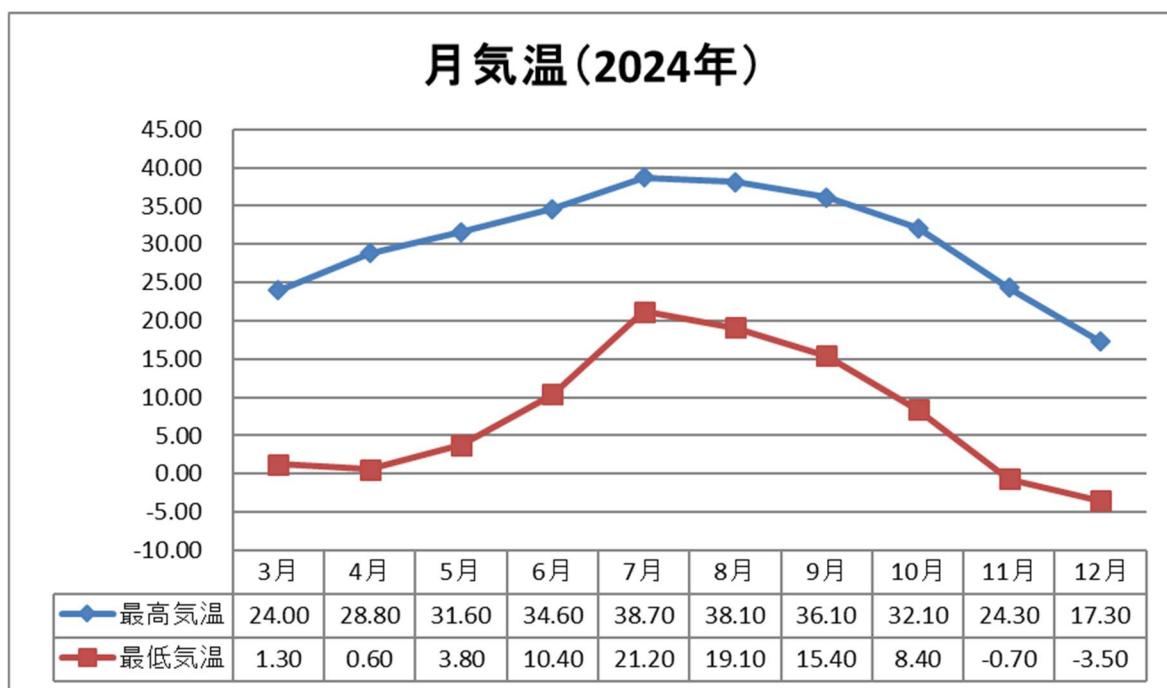
2 一般気象

佐用町の気候は瀬戸内式気候に属し一年を通して比較的温暖であるが、気温の年較差・日較差が大きい内陸型の特徴を持つ。冬期は朝晩の冷え込みが厳しく気温の日較差も大きく、たびたび濃霧が発生する。対して、夏期は気温・日較差ともに県下の平均的な傾向と一致している。降水量は7月から9月に年間の4割が集中し、冬期雨量は少ない。北部では積雪が見られる地域もあるが、中部から南では積雪をみることは稀である。

3 気象統計

(1) 気温

佐用町の気温として2024年3月23日から同年12月19日の佐用（佐用町役場屋上）の気温データを示す。佐用町の最高気温は38.7°Cで最低気温は-3.5°Cを記録している。気温の月較差（最高気温と最低気温の差）を見てみると、気温の較差が最も大きいのは4月：28.2°C（28.8°C～0.6°C）もっとも小さいのは7月：17.5°C（38.7°C～21.2°C）である。



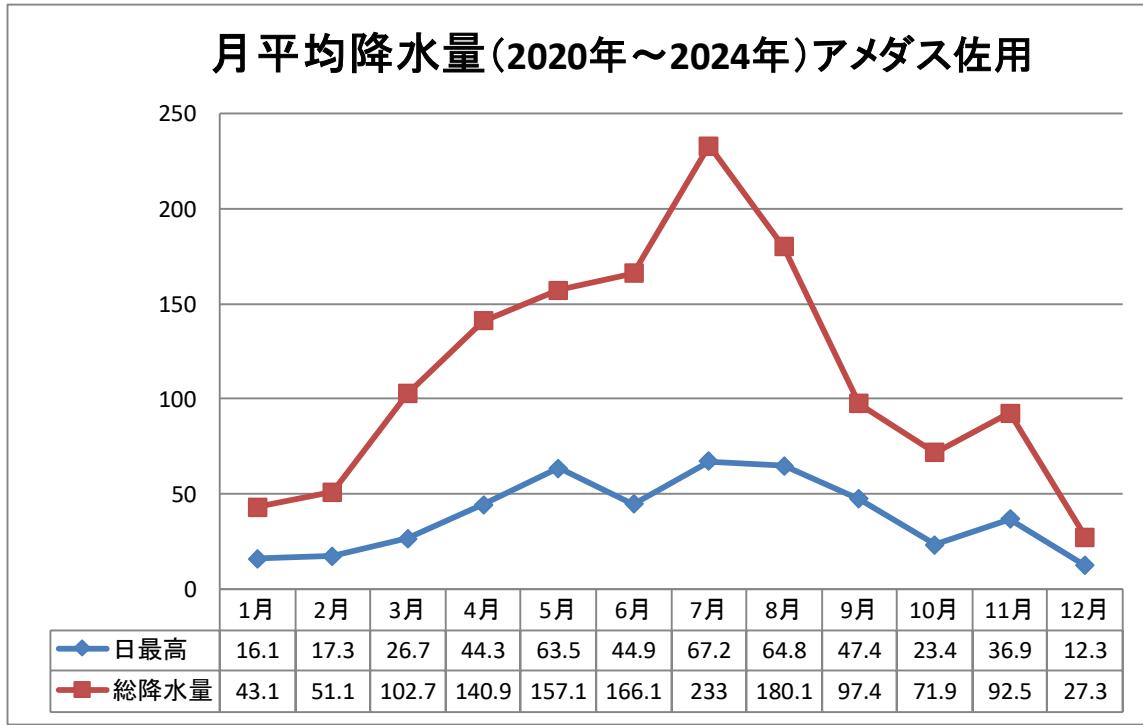
※ANEOS製 気象観測装置の観測開始日からのデータを使用

(2) 降水量

佐用町の降水量としてアメダス佐用（円応寺）の降水量データを示す。佐用町の過去5ヶ年の平均年間総降水量は、1363.2mmで4月から8月に多く、冬場に少ない。過去5ヶ年で最も総降水量が多かったのは、2021年8月で329.5mmであった。また12月～2月までの月総降水量は70mm以下であった。

また、2009年8月には、月降水量414.5mmで日最大326.5mmを記録している。

年間総降水量は2020年1,183mm、2021年1,469.5mm、2022年1,056mm、2023年1,408mm、2024年1,699.5mmと推移している。



第2節 社会条件

1 人口・世帯

佐用町の総人口は令和2年時点で15,863人、世帯数は5,927世帯（国勢調査）で、平成27年度調査時から1,647人374世帯減少となり、減少傾向は続いている。1世帯当たり人口は2.7人で人口密度51.6人/km²である。

年代別人口は、令和2年現在、年少人口（15歳未満）1,462人（9.2%）、生産年齢人口（15歳以上、65歳未満）7,540人（47.5%）、老齢人口（65歳以上）6,861人（43.3%）となっており、兵庫県全体平均に比べ老齢人口が多い。

なお、住民基本台帳による佐用町の人口は令和6年3月末現在14,938人、6,766世帯（外国人含む）となっている。

2 交通

(1) 一般道

佐用町の道路網は町中央を東西に通過する国道179号を東西軸に、千種川～佐用川沿いに北上する国道373号が南北軸の幹線となっている。国道179号はかつての出雲街道を、国道373号は因幡街道を辿っており、その交差点に佐用町の中心部が位置する。

国道179号は、佐用町内では、志文川、佐用川、大日山川などに沿って通過しており、JR姫新線ともほぼ併走している。国道373号は、智頭急行智頭線とほぼ併走している。

(2) 高速自動車国道

| 名 称 | 特 徴・状 況 |
|--------|---|
| 中国自動車道 | 佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄りのインターチェンジは佐用インターチェンジ（佐用IC）で、町中央（町役場）から3kmの至便な位置にある。 |
| 播磨自動車道 | 播磨自動車道は、山陽自動車道の播磨ジャンクション（兵庫県たつの市）から中国自動車道の宍粟ジャンクション（宍粟市）へ至る高速道路（高速自動車国道）で播磨道と略される。播磨自動車道の最寄りのイン |

| 名 称 | 特 徴・状 況 |
|---------------------------|---|
| | インターチェンジは播磨新宮インターチェンジである。 |
| 鳥取自動車道 (中国横断自動車道姫路鳥取線) | 鳥取自動車道は、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県を経由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからつながっており最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。 |

(3) 鉄道

| 名 称 | 特 徴・状 況 |
|------------------------|---|
| 西日本旅客鉄道 株式会社 姫新線 | 姫路駅から津山駅を経て岡山県新見市の新見駅に至る JR 西日本の鉄道路線で、路線距離 158.1km、全線非電化単線である。佐用町内では国道 179 号とほぼ併走している。佐用町内の駅は、東から西へ向かって三日月駅、播磨徳久駅、佐用駅、上月駅がある。 |
| 智頭急行 株式会社 智頭線 | 平成 6 年（1994 年）12 月に開通した智頭線は、兵庫県赤穂郡上郡町の JR 上郡駅から鳥取県八頭郡智頭町の JR 因美線智頭駅に至る路線距離 56.1km の全線非電化単線の鉄道路線である。JR 佐用駅で JR 姫新線に接続する。佐用町内の駅は、南から北へ向かって久崎駅、佐用駅、平福駅、石井駅がある。 |



第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

なお、町内における具体的な事態の想定や、町の地理的、社会的状況を踏まえた留意点等については、今後も国や県からの情報を踏まえ、関係機関と連携し、研究・検討していく。

第1節 武力攻撃事態等

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。なお、基本指針においては、① 着上陸侵攻 ② ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③ 弹道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃の4類型が対象として想定されている。

これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるN B C攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、以下のとおりである。

1 武力攻撃事態の類型

| 事態の類型 | 特 徴 ・ 留 意 点 |
|---------------|---|
| 着上陸侵攻 | <p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none">□ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。□ 航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。□ 着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none">□ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ石油コンビナートなど攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none">□ 一般的に保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none">□ 敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none">□ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。□ 広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。 |
| ゲリラや特殊部隊による攻撃 | <p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none">□ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 |

| 事態の類型 | 特 徴 ・ 留 意 点 |
|----------|--|
| | <p><input type="checkbox"/> 海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。</p> <p>【想定される主な被害】</p> <p><input type="checkbox"/> 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。</p> <p><input type="checkbox"/> N B C 兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。</p> <p>【被害の範囲・期間】</p> <p><input type="checkbox"/> 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては二次被害の発生も想定される。</p> <p>【事態の予測】</p> <p><input type="checkbox"/> 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p> <p>【留意点】</p> <p><input type="checkbox"/> 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物資による汚染の拡大を防止するために必要な措置を講じる必要がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適切な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p> |
| 弾道ミサイル攻撃 | <p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <p><input type="checkbox"/> 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>【想定される主な被害】</p> <p><input type="checkbox"/> 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>【被害の範囲・期間】</p> <p><input type="checkbox"/> 弾頭の種類（通常弾頭又はN B C 弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>【事態の予測】</p> <p><input type="checkbox"/> 極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</p> <p>【留意点】</p> <p><input type="checkbox"/> 迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。</p> <p><input type="checkbox"/> 警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。</p> |
| 航空攻撃 | <p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <p><input type="checkbox"/> 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に發揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。</p> |

| 事態の類型 | 特徴・留意点 |
|-------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 【想定される主な被害】 <input type="checkbox"/> 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 【被害の範囲・期間】 <input type="checkbox"/> その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。 【事態の予測】 <input type="checkbox"/> 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なくまた攻撃目標を特定することが困難である。 【留意点】 <input type="checkbox"/> 攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 <input type="checkbox"/> 生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。 |

※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

2 NBC攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

| 攻撃の種類 | 特徴・留意点 |
|-------|---|
| 核兵器等 | <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 <input type="checkbox"/> 放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 <input type="checkbox"/> 放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 <input type="checkbox"/> ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 <input type="checkbox"/> 避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、 |

| | |
|------|---|
| | <p>口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。</p> <p><input type="checkbox"/> 放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 汚染地域への立入制限を確実に行い、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> |
| 生物兵器 | <p>【想定される主な被害】</p> <p><input type="checkbox"/> 生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>【留意点】</p> <p><input type="checkbox"/> 国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。</p> |
| 化学兵器 | <p>【想定される主な被害】</p> <p><input type="checkbox"/> 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。</p> <p><input type="checkbox"/> 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類により異なる。</p> <p>【留意点】</p> <p><input type="checkbox"/> 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/> 汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。</p> <p><input type="checkbox"/> 化学剤はそのままでは分解、消滅しないため、汚染された地域を除染して原因物質を取り除くことが重要である。</p> |

第2節 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

また、基本指針においては、各事態例について、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、次のとおり被害の概要が想定されている。

【攻撃対象施設等による分類】

| 分 類 | 事 態 例 | 被 害 の 概 要 |
|----------------------------------|--|--|
| 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 | 原子力事業所等の破壊 | <ul style="list-style-type: none">・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく |
| | 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 | <ul style="list-style-type: none">・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障 |
| | 危険物積載船への攻撃 | <ul style="list-style-type: none">・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障 |
| | ダムの破壊 | <ul style="list-style-type: none">・ダムの下流に多大な被害が発生 |
| 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none">・大規模集客施設ターミナル駅等の爆破・列車等の爆破 | <ul style="list-style-type: none">・爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大 |

【攻撃手段による分類】

| 分 類 | 事 態 例 | 被 害 の 概 要 |
|--------------------------------|---|---|
| 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 | ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 | <ul style="list-style-type: none">・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生・ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり・小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様 |
| | 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 | <ul style="list-style-type: none">・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様 |
| | 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 | <ul style="list-style-type: none">・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様 |
| | 水源地に対する毒素等の混入 | <ul style="list-style-type: none">・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似 |
| 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none">・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ・弾道ミサイル等の飛来 | <ul style="list-style-type: none">・施設の破壊に伴う人的被害が発生 (施設の規模によって被害の大きさが変化)・攻撃目標である施設周辺への被害も予想・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障 |

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 町における組織・体制の整備

町が保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な初動体制の整備等について定める。

1 各部課室等における平素の業務

各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。この場合において、町地域防災計画に定める災害対策本部の対策部を基本とし、相互に連携・協力する。

| 部課名 | 平素の主な業務 |
|--|--|
| 統括部 【企画防災課】 【情報政策課広報室】 | 1 国民保護協議会の運営に関すること 2 国民保護計画に関すること 3 国民保護対策本部に関すること 4 関係機関との連絡調整に関すること 5 消防団の運営に関すること 6 防災行政無線等の整備に関すること 7 情報伝達体制の整備に関すること 8 訓練に関すること 9 研修に関すること 10 物資及び資機材の備蓄等に関すること など |
| 総務対策部 【総務課】 【情報政策課】 【会計課】 【税務課】 【議会事務局】 | 1 情報機器の確保及び管理保守に関すること 2 安否情報の収集・整理・提供体制の整備に関すること 3 自治会等との連絡調整に関すること 4 議会等との連絡調整に関すること 5 非常通信体制等の整備・管理に関すること 6 データ通信網の整備に関すること 7 被災家屋等の調査体制に関すること 8 義援金に関すること 9 国、県への要望事項に関すること 10 予算及び財政計画に関すること など |
| 生活対策部 【住民課】 【商工観光課】 【生涯学習課】 | 1 食料及び生活必需品の調達、供給体制の整備に関すること 2 防疫対策に関すること 3 遺体の火葬等に関すること 4 仮設トイレの確保及び輸送に関すること 5 廃棄物処理に関すること 6 ごみの収集に関すること 7 商工業関係の被災状況調査・対策に係る体制整備に関することなど |
| 教育対策部 【教育委員会】 | 1 小中学校との連絡調整に関すること 2 県教育委員会及び県立高校等との連絡調整に関すること 3 児童・生徒の安全教育に関すること 4 児童・生徒の安全確保に関すること 5 児童・生徒のこころのケア相談に関すること 6 施設管理に関すること 7 避難所の運営体制の整備に関すること 8 文化財に関すること 9 給食センターの運営に関すること |

| 部課名 | 平素の主な業務 |
|--|--|
| | 10 学用品の給与に関すること など |
| 医療健康対策部 【健康福祉課】 【高年介護課】 【保育園】 【朝霧園】 【子育て支援センター】 | 1 社会福祉施設（介護保険施設等）との連絡調整に関すること 2 社会福祉協議会との連絡調整に関すること 3 医療機関との連絡調整に関すること 4 救急医療活動に関すること 5 園児の安全確保に関すること 6 入園者等の安全確保に関すること 7 福祉施設利用者の安全確保に関すること 8 災害時避難行動要支援者の安全確保及び支援に関すること 9 災害時避難行動要支援者の受け入れに関すること 10 健康対策に関すること 11 食品衛生対策に関すること 12 感染症対策に関すること 13 精神医療に関すること 14 聴覚障がい者等への情報伝達及び支援に関すること 15 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 16 ボランティアの支援・調整体制の整備に関すること など |
| 建設農林対策部 【建設課】 【農林振興課】 | 1 道路管理者及び河川管理者等との連絡調整に関すること 2 建設関係事業者等との連絡調整に関すること 3 道路の管理に関すること 4 河川の管理に関すること 5 農林水産業関係の被災状況調査・対策に係る体制整備に関すること 6 交通の確保対策に関すること 7 建設資機材の調達及び体制整備に関すること 8 作物、家畜の伝染病予防・防疫に関すること など |
| 上下水道対策部 【上下水道課】 | 1 兵庫県水道災害相互応援に関する協定に関すること 2 給水対策に関すること 3 上水道施設等の被害調査及び応急・復旧対策に関すること 4 下水道施設等の被害調査及び応急・復旧対策に関すること 5 下水道施設等を活用したし尿処理協力に関すること など |
| 地域対策部 【生涯学習課】 【上月支所】 【南光支所】 【三日月支所】 | 1 安否情報の収集・整理・提供体制の整備に関すること 2 自治会等との連絡調整に関すること 3 防災資機材の手配と調達に関すること 4 施設管理に関すること 5 防災行政無線の管理運用に関すること 6 各地域の消防団の運営に関すること など |
| 消防団本部 | 1 消防団の出動・解散等に関すること 2 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助含む。） 3 住民等の避難誘導体制の整備に関すること 4 訓練及び研修に関すること など |
| 生活対策部 現地機関 【笛ヶ丘荘】 【南光自然観察村】 【西はりま天文台公園】 | 1 宿泊者の安全確保に関すること 2 観光施設等との連絡調整に関すること 3 施設管理に関すること 4 避難者の一時受け入れに関すること など |

2 町の体制等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24 時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、西はりま消防組合との連携を図りつつ当直等との連絡体制を整備するなど、速やかに町長及び国民保護担当課職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

【町における 24 時間体制の確保について】

① 町長部局での対応充実

西はりま消防組合との連携を図り、当直等の強化（当直者及び西はりま消防組合から速やかに町長及び国民保護担当課職員へ連絡が取れる体制）を図るなど、24 時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることが重要である。

② 西はりま消防組合との連携強化

佐用町の管轄区域については、夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、町長その他関係機関への連絡）に限定して西はりま消防組合に事務を委ねる。その際、町においては、初動の連絡を受領次第、速やかに対応体制をとり、担当課職員が登庁後は町が西はりま消防組合より引き継ぎ、保護措置を実施する。この場合、西はりま消防組合は、特に町長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より、町と西はりま消防組合との連携を密にし、町の府内体制の整備や職員への周知を十分実施する。

③ その他

市民への初動連絡ができるよう、町は速やかに防災行政無線放送ができる体制の整備を図る。

(3) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員等は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(4) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町国民保護対策本部長（以下「町対策本部長」という。）、町国民保護対策副本部長及び町国民保護対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

| 名 称 | 代替職員 (第1順位) | 代替職員 (第2順位) | 代替職員 (第3順位) | 代替職員 (第3順位) | 代替職員 (第4順位以降) |
|---------|------------------|----------------|--------------------------------|----------------|------------------|
| 本 部 長 | 副 町 長 | 教 育 長 | 企画防災課長 | 総 務 課 長 | |
| 副 本 部 長 | 企画防災課長 | 総 務 課 長 | 課長級を条件に災害時の業務付加等を考慮して代行者を設定する。 | | |
| 本 部 員 | 町国民保護対策本部の各対策部班長 | | | | |

※ 地域対策班と対策部が連絡不通となった場合は、各支所長に権限を委任する。

3 消防機関の体制

(1) 西はりま消防組合における体制

西はりま消防組合は、町における参集基準等と同様に、西はりま消防組合における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、西はりま消防組合における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における西はりま消防組合との緊密な連携を図り、一体的な保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する保護措置についての研修を実施するとともに、保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。さらに、町は、西はりま消防組合における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2節 関係機関との連携体制の整備

町は、保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）

番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との町国民保護計画の協議を通じて、県の行う保護措置と町の行う保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

町は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

【参考：防災のための相互応援協定等一覧】

| 応援協定名称 | 締結年月日 | 締結相手先 |
|---|------------|--|
| 兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害 応急対策活動の相互応援に関する協定 | H 8. 7. 1 | 兵庫県2市1町 岡山県2市1村 |
| 西播磨地域災害時等相互応援に関する協定 | H18. 3. 27 | 西播磨地域5市5町 |
| 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定 | H18. 11. 1 | 兵庫県及び県内市町 |
| 播磨広域連携防災協定 | H24. 8. 30 | 播磨地域 13 市 8 町 |
| 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する 協定 | H17. 9. 1 | 兵庫県、県内市町及び関係 一部事務組合 |
| 兵庫県水道災害相互応援に関する協定 | H10. 3. 16 | 兵庫県、県内市町、県内企 業団、日本協同組合支部及び県 簡水協会 |
| 兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時等相 互支援に関する協定 | R2. 9. 1 | 宍粟市、上郡町、美作市、 西粟倉村、智頭町 |
| 神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定 | R3. 7. 19 | 神戸市 |

(2) 消防機関の連携体制の整備

西はりま消防組合は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、

担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町及び西はりま消防組合は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、西はりま消防組合は、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【参考：応援協定一覧】

| 応援協定名称 | 締結年月日 | 締結相手先 |
|---------------------------------|-------------|---|
| 生活物資の確保及び供給に関する協定 | H18. 12. 1 | N P O 法人コメリ災害対策センター |
| 生活物資の確保及び供給に関する協定 | H18. 12. 1 | マックスバリュ西日本株式会社 (現:株式会社フジ) |
| 佐用町災害ボランティセンターの設置等に関する協定 | H20. 4. 1 | 社会福祉法人佐用町社会福祉協議会 |
| 災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定 | H23. 3. 25 | 佐用郡自動車整備業組合 |
| 災害時等における応急対策活動に関する協定 | H24. 1. 25 | 佐用郡土木組合 |
| 災害時等における相互協力に関する協定 | H24. 3. 8 | 西日本高速道路株式会社 関西支社福崎管理事務所 (現:福崎高速道路事務所) 中国支社津山高速道路事務所 |
| 災害時における施設使用に関する協定 | H24. 3. 30 | 西日本電信電話株式会社兵庫支店 |
| 災害に係る情報発信等に関する協定 | H24. 5. 9 | ヤフー株式会社 (現: L I N E ヤフー株式会社) |
| 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定 | H24. 10. 1 | 南光園、いちょう園、三原ホーム、播磨園、千種川リハビリテーションセンター、はなみずき、朝陽ヶ丘荘、聖医会、平成福祉会、祐あいホーム上月、サンホームみかづき |
| 災害時等の応援に関する申し合わせ | H24. 11. 15 | 近畿地方整備局 |
| 播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定 | H25. 5. 31 | 日本郵便株式会社 |
| 災害時における LP ガス等の供給に関する協定 | H26. 2. 27 | 一般社団法人兵庫県 LP ガス協会 |

| 応援協定名称 | 締結年月日 | 締結相手先 |
|--------------------------------------|-------------|------------------------------------|
| | | 西播西支部佐用地区会 |
| 災害時における物資等の確保に関する協定 | H27. 11. 4 | 生活協同組合コープこうべ |
| 災害等発生時相互協力に関する協定 | H28. 5. 12 | 智頭急行株式会社 |
| 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定 | H28. 10. 1 | 兵庫県行政書士会 |
| 災害時等における無人航空機の運用に関する協定 | H29. 10. 11 | 株式会社 T&T JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー兵庫校 |
| 災害時等における無人航空機の運用に関する協定 | R2. 1. 29 | 合同会社ドローンの窓口 |
| 災害時における地図製品等の供給等に関する協定 | R2. 1. 29 | 株式会社ゼンリン関西支社 |
| 災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定 | R2. 8. 6 | セツカートン株式会社、Jパックス株式会社 |
| 災害時における施設等の利用に関する協定 | R2. 8. 28 | 国立研究開発法人理化学研究所播磨事業所 |
| 災害時における救援物資の輸送等に関する協定 | R3. 2. 15 | 一般社団法人兵庫県トラック協会 |
| 佐用町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定 | R3. 9. 15 | 大塚製薬株式会社 |
| 災害時における連携協力に関する協定 | R4. 2. 2 | 兵庫県弁護士会 |
| 災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書 | R4. 3. 16 | 関西電力送配電株式会社兵庫支社(現:姫路本部) |
| 災害時における支援協力に関する協定 | R6. 2. 14 | 兵庫県石油商業組合 |
| 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定 | R6. 4. 4 | 兵庫県司法書士会 |

5 町民に期待される取組

迅速かつ的確に保護措置が実施されるよう、町民には、次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待される。

(1) 住民及び自治会等に期待される取組

① 平素における取組

- ア) 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医療品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備しておく。
- イ) 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。
- ウ) 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。
- エ) 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア) 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。
- イ) 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。

- ウ) 自治会等は、町からの警報等の情報を住民に伝達する。
- エ) 避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

(2) 自主防災組織に期待される取組

① 平素における取組

- ア) 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。
- イ) 町と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の災害時避難行動要支援者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。
- ウ) 地域における危険箇所を把握しておく。
- エ) 西はりま消防組合及び消防署、消防団、小中学校、町等と連携して、訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア) 町からの警報等の情報を住民に伝達する。
- イ) 地域の住民の安否確認を行う。
- ウ) 消防団等と連携して、避難住民を誘導する。

(3) 事業所等に期待される取組

① 平素における取組

- ア) 事業所内において水及び食料等を備蓄する。
- イ) 事業所内における危険箇所を把握する。
- ウ) 最寄りの避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。
- エ) 消防機関と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア) 町からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。
- イ) 従業員により、顧客等の避難誘導を行う。
- ウ) 従業員等の安否確認を行う。
- エ) 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

6 町民との連携

(1) 住民との連携

町は、県と協力し、住民に対して共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、地域づくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

(2) 企業・団体との連携

町は、県と協力し、事業所等における防災対策への取組に対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、町は、社会福祉協議会等の社会事業団体、農業協同組合等の経済団体等、災害救助活動を行うN P O 法人等との連携に努める。

7 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

第3節 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

町は、保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分分配慮する。

2 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

3 情報通信機器等の活用

町は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）、兵庫衛星通信ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）及び緊急情報ネットワークシステム（E M-N e t）等の通信手段を的確に運用・管理・整備を行う。

(1) フェニックス防災システム

町は、的確かつ迅速に保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては県・市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、管区海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システムを活用する。

(2) 兵庫衛星通信ネットワーク

町は、衛星通信に光回線や移動系用の地上無線を組み合わせた複合ネットワークで、音声、ファクシミリ、データ、画像などさまざまな種類の情報を的確かつ迅速に伝送することができる兵庫衛星通信ネットワークを活用する。

(3) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）

全国瞬時警報システム（J-A L E R T）は、弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報について、国が覚知した緊急情報を国から市町村の同報無線を自動起動させることにより、瞬時に住民に伝達するシステムであり、町では平成23年より運用を開始している。なお、情報伝達手段については、携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町防災行政無線等多重化を推進し、住民へ迅速かつ確実に情報を伝達する。

(4) 緊急情報ネットワークシステム（E M-N e t）

総合行政ネットワーク（L G W A N）を利用した、緊急情報の双方向通信システムである、緊急情報ネットワークシステム（E M-N e t）の安定使用を図り、国（内閣官房）からの国民保護関連情報を収集する。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うための体制整備について、必要事項を以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び町民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

| | |
|---------|---|
| 施設面・整備面 | <ul style="list-style-type: none">□ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟等を含めた管理・運用体制の構築を図る。□ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。□ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進および相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。□ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 |
| 運用面 | <ul style="list-style-type: none">□ 夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集、連絡体制の整備を図る。□ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時および途絶時ならびに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。□ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。□ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時ににおける運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信および防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 |

| | |
|-----|--|
| 運用面 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 <input type="checkbox"/> 担当職員の役割、責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 <input type="checkbox"/> 住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、さよう安全安心ネット、佐用チャンネル、町ホームページ、エリアメール等を活用するとともに、災害時避難行動要支援者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者およびその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 |
|-----|--|

(3) 情報の共有

町は、保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員児童委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、災害時避難行動要支援者や外国人等に対する伝達に配慮する。(その際、民生委員児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)また、住民の迅速な行動を促すため、警報のサイレン音の周知に努める。

(2) 防災行政無線等の整備拡充

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線及び全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備拡充を図る。

※全国瞬時警報システム（J－ALERT）について

町では平成23年より、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J－ALERT）の運用を開始している。

(3) 町民に対する情報伝達手段の整備

町は、武力攻撃事態等における町民に対する情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、佐用チャンネル、町ホームページ等、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

また、町は、武力攻撃事態においても携帯電話のメール機能を利用して、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信するさよう安全安心ネットやエリアメールを活用し、町民への適切な情報伝達に努める。

(4) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、町民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民への周知に努める。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設等その他の多数の者が利用又は居住する施設について、防災行政無線個別受信機を整備している。

(7) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

町は、安否情報の収集にあたっては、やむ得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。

ただし、やむ得ない場合は、町長が適当と認める方法により行う。

また、町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

※ 安否情報省令に規定する様式第1号、第2号、第3号は、国民保護計画資料編に示す。

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【安否情報システムの整備について】

安否情報の収集、整理及び提供に関して、国は「安否情報システム」の運用を平成20年4月から開始し、平成22年3月には、情報入力や検索をより効率的に行えるようにするため、住民基本台帳カードとの連携やあいまい検索の機能を付加した。また、平成30年10月、安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン（消防庁ホームページ参照URL https://www.fdma.go.jp/mission/protection/item/protection001_14_anpi_Gaido.pdf）及び操作説明書を改正している。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

※ 被害情報の報告様式は、国民保護計画資料編に示す。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5節 研修及び訓練

町職員は、町民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校、人と防災未来センター等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】 <https://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】 <https://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施にあたっては、西はりま消防組合、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町及び西はりま消防組合は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等関係機関との連携による、N B C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練実施に努める。また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練実施に努める。

- ① 町国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町国民保護対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- ④ N B C攻撃災害への対処訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、町国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努める。また、住民に対し訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

第1節 避難に関する基本的事項

1 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【町国民保護対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- ① 住宅地図
(人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- ② 区域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、町道等の道路のリスト)
- ③ 輸送力のリスト
(鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- ④ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- ⑤ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- ⑥ 生活関連等施設等のリスト
(避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの)
- ⑦ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
(特に、地図や各種のデータ等は、可能な限り町国民保護対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレーできるようにしておくこと。)
- ⑧ 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- ⑨ 消防機関のリスト
(消防団幹部の連絡先)（消防機関の装備資機材のリスト）
- ⑩ 災害時避難行動要支援者避難支援プラン

2 隣接する市町との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

3 高齢者、障がい者等災害時避難行動要支援者への配慮

（1）災害時避難行動要支援者避難支援プランの活用

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な災害時避難行動要支援者（以下、「避難行動要支援者」という）の避難について、自然災害時の対応として作成する災害時避難行動要支援者避難支援プラン（以下、「避難支援プラン」とする）を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、医療健康対策部に「医療健康情報班」を設置し、自治会、自主防災組織及び民生委員児童委

員等と連携しながら、避難行動要支援者の安否確認を行う。

自然災害を含めた避難行動要支援者については、健康福祉課、高年介護課及び住民課等の連携のもと把握し、避難支援プランの作成を継続する。

平成 22 年から手上げ方式により、要援護者支援台帳及び要援護者支援プランを作成していたが、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に避難行動要支援者支援名簿の作成が義務付けされたため、町は、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者が避難支援等関係者への情報提供について同意をした場合、平時から災害に備え、避難支援等関係者に対して名簿の提供を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについての本人の同意を得ることを要しないこととする。

(2) 高齢者、障がい者等の日常的把握

町は、関係団体の協力を得ながら、病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数の把握に努める。また、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生委員児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、高齢者、障がい者等の状況を把握し、避難行動要支援者名簿を更新しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。

(3) 情報伝達方法の整備

町は、音声情報や文字情報など、高齢者、障がい者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット、ひょうご防災ネット、FM放送を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努める。

(4) 緊急通報システムの整備

町は、緊急時に西はりま消防組合へ出動要請するために、申請のあった高齢者、障がい者等の自宅に緊急通報装置を整備する。また、この制度について周知に努めるとともに、その的確な運用に努める。

(5) 運送手段の確保等

町は、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。

4 民間事業者からの協力の確保

自主防災組織及び消防団等は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

5 学校や事業所との連携

町及び西はりま消防組合は、学校や事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校や各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認するよう努める。

第 2 節 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要

領のパターンをあらかじめ作成するよう努める。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。また、被害が広範囲な場合など、町、消防組合、県警察等が避難誘導を行うことが困難な場合、自主避難を原則として、自治会、消防団、自主防災組織等が中心となり、コミュニティ単位で避難・避難誘導を実施する。

第3節 救援に関する基本的事項

1 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を委任された場合や県の行う救援を補助する場合にかんがみて、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、町が行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ調整しておく。

2 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

第4節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する当該町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

1 輸送力に関する情報

- ① 保有車両等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

2 輸送施設に関する情報

- ① 道 路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先 など)
- ② 鉄 道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先 など)
- ③ 港 湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先 など)
- ④ 飛 行 場 (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先 など)
- ⑤ ヘリポート (ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先 など)

2 避難候補路の把握及び維持管理等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該町の区域に係る避難候補路の情報を共有する。また、道路管理者である県及び町は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃事態等により被災した場合には、安全の確保に配慮したうえで、迅速な復旧に努める。

3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

町は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空輸送を確保する。

【ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧】

| 番号 | 所在地 | 名 称 | 管理者名 | 連 絡 先 | 最大対応機種 | 敷地の広さ (延長×幅) |
|----------|-----------------|----------------------|------|--------------|------------------|-----------------|
| 西 155 | 佐用町上石井 764-1 | 旧石井小学校 グラウンド | 佐用町長 | 0790-82-2521 | 川崎バートル KV-107 | 70×60m |
| 西 157 | 佐用町上月 1073 | 上月 グラウンド | 佐用町長 | 0790-82-3336 | 川崎 CH-47 J | 118×93m |
| 西 159 | 佐用町林崎 839 | 南光スポーツ公園 (若あゆランド) | 佐用町長 | 0790-82-3336 | 川崎 CH-47 J | 145×81m |
| 西 160 | 佐用町乃井野 1720 | 三日月三方里山公園 | 佐用町長 | 0790-79-2001 | 川崎 CH-47 J | 直径 100m |

第5節 一時集合場所の選定

自治会は、町及び西はりま消防組合佐用消防署と協議し、あらかじめ避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時避難所（集合場所）を選定し、地域住民に周知する。

第6節 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して住民に周知する。

また、施設管理者である町は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

第7節 医療体制の整備

(1) 広域災害救急医療情報システムの充実

西はりま消防組合及び町は、民間の医療機関を含むその地域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図る。

(2) 医療の要請方法等

西はりま消防組合及び町は、県と連携して、佐用郡医師会等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、佐用郡医師会等の協力を得て、N B C攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

第8節 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握等

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設であって、政令で定めるものをいう。

(1) 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、浄水施設等）

(2) その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物質の貯蔵施設等）

西はりま消防組合及び町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて

把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、西はりま消防組合及び町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁（令27・28）】

| 施行令 | 施 設 の 種 類 | 所管省庁名 |
|------------|--|----------------|
| 27条1号 | 発電所（最大出力5万kw以上） 変電所（使用電圧10万V以上） | 経済産業省 |
| 27条2号 | ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く） | 経済産業省 |
| 27条3号 | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 (供給能力10万m ³ /1日以上) | 国土交通省 |
| 27条4号 | 鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人/1日以上） | 国土交通省 |
| 27条5号 | 電気通信事業用交換設備 | 総務省 |
| 27条6号 | 放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備） | 総務省 |
| 27条7号 | 水域施設、係留施設 | 国土交通省 |
| 27条8号 | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 | 国土交通省 |
| 27条9号 | ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く） | 国土交通省 農林水産省 |
| 28条1号 | 危険物の取扱所 | 総務省消防庁 |
| 28条2号 | 毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所 | 厚生労働省 |
| 28条3号 | 火薬類の製造所、火薬庫 | 経済産業省 |
| 28条4号 | 高圧ガスの製造施設、貯蔵施設 | 経済産業省 |
| 27条 10号 | 核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設 | 原子力規制委員会 |
| 28条5号 | 核原料物質使用施設、製鍊施設 | 原子力規制委員会 |
| 28条6号 | 放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者 | 原子力規制委員会 |
| 28条7号 | 薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造事業者等 | 厚生労働省 農林水産省 |
| 28条8号 | LNGタンク、発電機冷却用水素ボンベ、脱硝用アンモニアタンク | 経済産業省 |
| 28条9号 | 生物剤・毒素の取扱所 | 各省庁（主務大臣） |
| 28条10号 | 毒性物質の取扱所 | 経済産業省 |

2 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

第1節 町における備蓄

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に多くのものが多いため、町は、これらについては、地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ、備蓄する。

2 保護措置の実施のために必要な物資及び資材

保護措置の実施のために必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

3 県との連携

町は、保護措置のために必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

第2節 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

1 施設及び設備の整備及び点検

町は、保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

2 ライフライン施設の機能性の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

3 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、町民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において町民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

第1節 保護措置に関する啓発

1 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、町民に対し、広報誌、パンフレット、佐用チャンネル、インターネット等の様々な媒体を活用して、保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、町民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する町民への浸透を図る。

2 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発を活用し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

3 学校における啓発

町教育委員会は、県教育委員会とも連携し、町立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成など、これまでの防災教育の取組の成果等を踏まえ、啓発を行う。

第2節 武力攻撃事態等において町民がとるべき行動等に関する啓発

- 1 町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報等について、国が作成する啓発資料等を活用して町民への周知に努める。
- 2 町は、県と連携し、わが国に対する弾道ミサイル攻撃の飛来時における全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及びとるべき避難行動や、地域においてテロが発生した場合などに町民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用し、町民に対し平素から周知に努める。
- 3 西はりま消防組合及び町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。
- 4 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、町は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

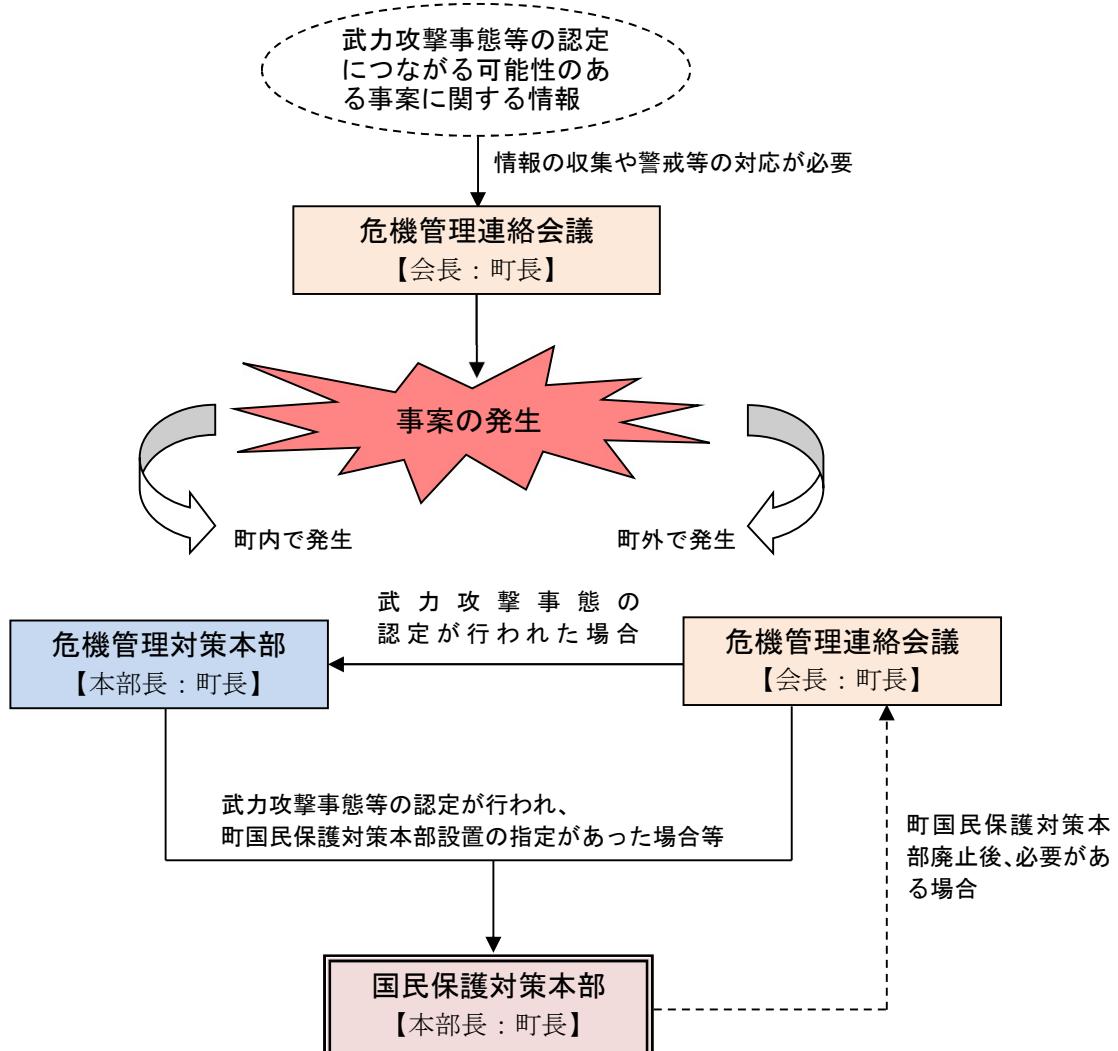
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生した場合や、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、町民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

【組織設置のフロー図】



※ 危機管理連絡会議、危機管理対策本部、国民保護対策本部等の体制及び設置基準は、第1節「町の体制及び設置基準等」のとおりとする。ただし、具体的な職員配備は、個別の事態の状況に応じて都度判断する。

第1節 町の体制及び設置基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その設置基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【体制及び設置基準】

| 体 制 | 設 置 基 準 |
|-------------------------|--|
| ① 危機管理連絡会議体制 | ① 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手し、情報の収集や警戒等の対応が必要であると認められる場合 ② 町国民保護対策本部を廃止した場合で、引き続き警戒が必要であると認められる場合 ③ その他、町長が必要であると認める場合 |
| ② 危機管理対策本部体制 | ① 町の区域外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生し、避難や避難者の受け入れなどの対応が必要な場合 ② 町内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合で、現場からの情報により、人を殺傷する行為等の事案の発生を把握し、全課室での対応が必要な場合 ③ その他、町長が必要であると認める場合（隣接市町などにおいて①の事案が発生した場合など） |
| ③ 危機管理対策本部体制 | ① 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、町国民保護対策本部設置の通知がない場合 ② その他、町長が必要であると認める場合 |
| ④ 町国民保護対策本部体制 (指定あり) | 内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて町国民保護対策本部を設置すべき町の指定の通知を受けた場合 |

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

| 事態の状況 | 体制の判断基準 | 体制 |
|-------|-------------------------------|----|
| 事態認定前 | 町の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | ① |
| | 町の全課室での対応が必要な場合 | ② |
| 事態認定後 | 町国民保護対策本部設置の通知がない場合 | ③ |
| | 町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合 | ④ |

※ 地域防災計画風水害編における体制との関係

①：警戒体制、②：災害警戒本部体制、③及び④：災害対策本部体制

※ 職員配備人員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。ただし、企画防災課職員及び情報政策課広報室職員の配備は、危機管理連絡会議体制時とする。

第2節 危機管理連絡会議及び危機管理対策本部の設置

町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理連絡会議」又は「危機管理対策本部」を第1節「町の体制及び設置基準等」で定める基準等に従い、設置する。

なお、町民からの通報、県からの連絡その他の情報により、町職員が該当事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するとともに、西はりま消防組合においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

1 危機管理連絡会議

(1) 危機管理連絡会議の設置手順

危機管理連絡会議を設置する場合は、次の手順により行う。

- ① 危機管理対策本部事務局員及び当直者は、構成員等に対し、参集の連絡を行う。
- ② 危機管理連絡会議の設置場所は、原則として、本庁舎西館2階防災会議室とする。
- ③ 危機管理連絡会議の設置その他町の対応状況について、県をはじめ関係機関に連絡する。

(2) 組織構成

| 区分 | 職名 |
|-----|--|
| 会長 | 町長 |
| 副会長 | 副町長、教育長 |
| 構成員 | 企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、情報政策課長、情報政策課広報室長、教育課長、健康福祉課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、情報政策課広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。 |

(3) 対処の内容

情報収集、警戒等について対応を行うとともに、必要に応じて情報連絡体制の確認、職員の参集体制の決定及び参集確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認などを行う。

2 危機管理対策本部

(1) 危機管理対策本部の設置手順

危機管理対策本部を設置する場合は、次の手順により行う。

- ① 危機管理対策本部事務局員は、構成員等に対し、参集の連絡を行う。
- ② 危機管理対策本部の設置場所は、原則として、本庁舎西館2階防災会議室とする。
- ③ 危機管理対策本部の設置その他本町の対応状況について、県をはじめ関係機関に連絡する。

(2) 組織構成

| 区分 | 職名 |
|------|---|
| 本部長 | 町長 |
| 副本部長 | 副町長、教育長 |
| 本部員 | 企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、情報政策課長、情報政策課広報室長、教育課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計課長、税務課長、住民課長、商工観光課長、上下水道課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、情報政策課広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。 |

(3) 対処の内容

- ① 関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当該本部を設置した旨について、県に連絡を行う。
- ② 消防機関に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必

要な指示を行う。

③ 現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

④ 事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、対策本部を設置すべき町の指定の要請を行う。

⑤ 事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

第3節 町国民保護対策本部との調整

1 町国民保護対策本部設置前の調整

危機管理対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から町長に対し、町国民保護対策本部を設置すべき町の指定があったときは、直ちに町国民保護対策本部を設置して、新たに体制に移行するとともに、危機管理対策本部等を廃止する。

また、町国民保護対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急処置等の措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 町国民保護対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、町国民保護対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けた場合は、町長は、遅滞なく町国民保護対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。

第2章 町国民保護対策本部の設置等

町国民保護対策本部を迅速に設置するため、町国民保護対策本部を設置する場合の手順や町国民保護対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

第1節 町国民保護対策本部の設置

1 町国民保護対策本部の設置の手順

町国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

(1) 町国民保護対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて町国民保護対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

(2) 町長による町国民保護対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町国民保護対策本部を設置する。また、事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、町国民保護対策本部に切り替える。

(3) 町国民保護対策本部員及び町国民保護対策本部職員の参集

町国民保護対策本部担当課職員は、町国民保護対策本部員、町国民保護対策本部職員等に対し、一斉参集システム（さよう安全安心ネット）等の連絡網を活用し、町国民保護対策本部に参集するよう連絡する。

※ 一斉参集システムとは、大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

(4) 町国民保護対策本部の開設

町国民保護対策本部員は、本庁舎西館2階防災会議室に町国民保護対策本部を開設するとともに、町国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

その際、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認するよう努める。また、町長は、町国民保護対策本部を設置したときは、町議会に町国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

(5) 交代要員等の確保

町は、町国民保護対策本部の設置期間が長期に及ぶ場合においても、その機能が十分に確保されるよう、防災に関する体制を活用しつつ、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(6) 本部の代替機能の確保

町は、町国民保護対策本部が被災した場合等、町国民保護対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町国民保護対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、町の区域外への避難が必要で、町の区域内に町国民保護対策本部を設置することができない場合には、知事と町国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

【予備施設】

(第1順位) 上月支所

(第2順位) 三日月支所

(第3順位) 西はりま消防組合佐用消防署

2 町国民保護対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町長は、町が町国民保護対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町国民保護対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

また、町長は、町国民保護対策本部の設置の有無にかかわらず、保護措置を実施することができる。

3 町国民保護対策本部の組織構成及び機能

町国民保護対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

(1) 組織構成

| 区分 | 職名 |
|------|---|
| 本部長 | 町長 |
| 副本部長 | 副町長、教育長 |
| 本部員 | 企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、情報政策課長、情報政策課広報室長、教育課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計課長、税務課長、住民課長、商工観光課長、上下水道課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、情報政策課広報室職員 ※ 他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。 |

※ 町国民保護対策本部における決定内容等を踏まえて、各課室において措置を実施する（町国民保護対策本部には、各課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

(2) 町対策本部長の補佐機能の編成

| 部課名 | 主な事務分掌 |
|--|--|
| 統括部 【企画防災課】 【情報政策課広報室】 | 本部の設置、本部会議の招集、配備態勢、本部命令の指示、消防団の出動命令、国民保護対策本部の設置及び廃止、防災関係機関との連絡調整、本部会議の運営、本部会議の決定事項の指示及び連絡調整、資機材の調達、情報の整理・分析及び報告、情報共有、情報の伝達、町民への広報・情報提供、報道機関との連絡調整、撮影記録、警戒区域の設定、県等への災害報告 など |
| 総務対策部 【総務課】 【情報政策課】 【会計課】 【税務課】 【議会事務局】 | 本部長・副本部長の秘書、情報収集、情報機器の確保及び管理保守、職員の参集及び活動、スタッフ管理、人の安否確認・捜索・報告、自治会等との連絡調整、派遣・応援・支援要請の動員計画、県及び他市町への応援要請及び後方支援、自衛隊への派遣要請及び後方支援、災害情報の整理及び情報共有 など |
| 生活対策部 【住民課】 【商工観光課】 【生涯学習課】 | 総務対策部及び現地機関等との連絡調整、災害情報の整理及び情報共有、被災者用食糧品・飲料水の調達及び配給、生活必需品の確保及び配給、防疫対策、食料及び物資の供給、支援物資募集及び広報活動、生活救済対策、観光施設宿泊客等への情報伝達、遺体の火葬等、仮設トイレの確保及び輸送、し尿の緊急汲取り、廃棄物処理対策 など |
| 生活対策部現地機関 【笹ヶ丘荘】 【南光自然觀察村】 【西はりま天文台公園】 | 生活対策部との連絡調整、災害情報の整理及び情報共有、安全確保・避難及び報告、宿泊者への災害状況等の伝達、施設内、道路の安全確認及び侵入車両対策、予約者対応、代替施設等の確保、避難者の一時受け入れ など |

| 部課名 | 主な事務分掌 |
|--|---|
| 建設農林対策部 【建設課】 【農林振興課】 | 総務対策部及び建設関係事業者等との連絡調整、災害情報の整理及び情報共有、巡回活動、災害応急対策（通行止め等の応急対応・応援事業者等の連絡調整など）、交通の確保対策（応急工事、通行止めによる迂回路の設定、迂回路への誘導に関する消防団への依頼）、緊急応援事業者等の建築資機材の調達・配分及び報告、作物及び家畜の伝染病予防・防疫・写真記録及び報告 など |
| 教育対策部 【教育委員会】 | 総務対策部・各小中学校・県教育委員会及び県立高校等との連絡調整、児童・生徒の安全確保、学用品の給与、児童、生徒の応急教育、児童、生徒のこころのケア相談、避難所の開設・運営、避難所避難者の確認と報告、文化財の災害に関する調査及び復旧対策、食料の供給 など |
| 医療健康対策部 【健康福祉課】 【高年介護課】 【保育園】 【朝霧園】 【子育て支援センター】 | 総務対策部・社会福祉施設（介護保険施設等）及び医療機関との連絡調整、災害情報の整理及び情報共有、園児・福祉施設利用者の安全確保、保育園の業務における派遣・応援・支援要請の動員計画、園児の応急保育、被災園児の応急対応、入園者への災害状況等の伝達、応急医療、社会福祉施設（障がい者施設等）、聴覚障がい者等への情報伝達及び支援、避難行動要支援者の受け入れ、避難行動要支援者の支援避難者の体調管理、救急医療活動、医療・助産活動、災害医療支援の受入及び調整、精神医療、健康対策、食品衛生対策、感染症対策、など |
| 地域対策部 【生涯学習課】 【上月支所】 【南光支所】 【三日月支所】 | 地域本部の統括、地域消防団の統括及び指示、地域住民からの情報収集、被害状況・応急・復旧対策等の収集及び報告、総務対策部との連絡調整、災害情報の整理及び情報共有、防災資機材の手配と調達及び庁舎管理、避難所開設等の応援、情報伝達、食料・飲料水・生活物資の配給の応援、医薬品・衛生材料の配給の応援、住民票、戸籍謄（抄）本、所得証明等各種証明発行や手続きなどのバックアップ体制 など |
| 消防団本部 | 消防団本部総括、消防団の出動・解散命令・連絡調整・報告、警戒活動、避難誘導、救出救助活動、被害状況等の収集及び報告、総務対策部との連絡調整、災害情報の整理及び情報共有、広報活動、消防団活動状況の報告 など |

※ 組織・運営については、国民保護法、佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部条例で定めるところによる。

※ 各部局は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。

4 町現地対策本部の設置

町長は、被災現地における保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の国民保護対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町国民保護対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町国民保護対策副本部長、町国民保護対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

5 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の性格について】

(1) 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各自の付与された権限の範囲内にお

いて情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。

- (2) 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- (3) 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は隨時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、町は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた保護措置の実施や権限行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- (4) 現地調整所については、必要と判断した場合には、町における保護措置を総合的に推進する役割を担う町が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、町の職員を積極的に参画させが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、町は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、町は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

6 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における保護措置を総合的に推進するため、各種の保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、保護措置の的確かつ迅速な実施に努める。

- (1) 町の区域内の保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する保護措置に関する総合調整を行う。

- (2) 県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県国民保護対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県国民保護対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

- (3) 情報の提供の求め

町対策本部長は、県国民保護対策本部長に対し、町の区域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

- (4) 保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

- (5) 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る保護措置を実施するため必要な限

度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

7 町国民保護対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由し町国民保護対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町国民保護対策本部を廃止する。

第2節 職員の参集基準等

1 町の体制及び職員の参集基準

国民保護対策本部等の体制及び設置基準は、1「町の体制及び設置基準等」のとおりとする。
ただし、具体的な職員配備は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。

2 職員の服務基準

- (1) 原則として勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。
- (2) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- (3) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。ただし、町国民保護対策本部員及び課長等は、これにかかわらず、直ちに配備に就く。
- (4) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長又は町国民保護対策本部に連絡する。この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに町国民保護対策本部へ報告する。

第3節 通信の確保

1 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町国民保護対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

町は必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

4 情報通信機器等の活用

町は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

また、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保する。

第3章 関係機関相互の連携

町は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 国・県の対策本部との連携

1 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

第2節 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

1 知事等への措置要請

町は、当該町の区域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、当該町の区域における保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

(1) 日本赤十字社

町が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人が行う協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

(2) 運送事業者

運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し避難住民又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

(3) 医療事業者

医療事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し医療活動を要請する場合には、当該

医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

4 関係機関に対する協力要請

町は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

1 町長は、保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、陸上自衛隊（第3特科隊）を介し、防衛大臣に連絡する。

この場合において、町長は知事に対して、できるだけ速やかに当該連絡をした旨を通知する。

2 要請を行う場合には次の事項を明らかにする。

- (1) 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（自衛隊法第76条）及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）により出動した部隊とも、町国民保護対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。この際、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動を行うものであるが、その活動に支障の生じない範囲で保護措置を可能な限り実施するものであるという点に留意する。

第4節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

1 他の市町村長等への応援の要求

- (1) 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。
- (2) 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

2 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 事務の一部の委託

- (1) 町が、保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法
 - ・その他委託事務に関し必要な事項
- (2) 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

1 県職員の派遣要請

町長は、保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し県職員の派遣を要請する。

2 指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請等

(1) 職員の派遣要請

町長は、保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、県を経由して当該機関の職員の派遣要請を行う。

ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合については、直接要請を行う。

(2) 職員派遣のあっせんの求め

町長は、(1)の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられない場合や、派遣について適任者がいないときに、知事に対し、(1)の職員の派遣についてあっせんを求める。

3 他の市町村職員の派遣要請等

町長は、保護措置の実施のため必要があるときは、他の市町村長に対し職員の派遣を要請する。また、2(2)の場合と同様に、知事に対しあっせんを求める。

第6節 町の行う応援等

1 他の市町村に対して行う応援等

(1) 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(2) 他の市町村から保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7節 ボランティア団体等に対する支援等

1 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保するため、適切な情報の提供や、避難活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援に努める。

2 ボランティアの安全の確保

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域での活動や、危険な業務に携わったりすることのないよう留意する。

3 ボランティア活動への支援

町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県及び社会福祉協議会と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるよう必要な支援を行う。

4 ボランティア受入窓口の設置

町は、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター、災害ボランティア本部など、ボランティアの受入窓口を設置する。

この場合においては、町国民保護対策本部と相互に緊密な連携をとれるよう努める。

5 民間からの救援物資の受け入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受け入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受け入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第8節 町民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業等に対し、住民への協力要請に準じて、企業等の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。この場合において、町は要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された住民は、必要な協力をするよう努める。なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならない。

【住民協力の例】

(1) 避難住民の誘導

避難住民の先導、移動中における食料等の配給、避難行動要支援者及び自ら避難することが困難な者の避難の援助、家庭や学校、事業所等における安否確認

(2) 避難住民等の救援

炊き出しの実施、食料・飲料水等の配布、生活必需品等の救援物資の整理、避難所名簿の作成等の避難所運営の補助

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

消防のための水の運搬、救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転、被災者の救助のための資機材の提供

(4) 保健衛生の確保

① 健康診断の実施

② 感染症の動向調査の実施

③ 水道水の検査の実施

④ 防疫活動の実施

- ・感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助

- ・臨時の予防接種のための会場設営等

- ・防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために県や町が作成したパンフレットの配布

⑤ 被災者の健康維持活動の実施

- ・衛生指導等の保健指導のために県や町が作成したパンフレットの配布

- ・健康食品等の保健資材の配布

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、町民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

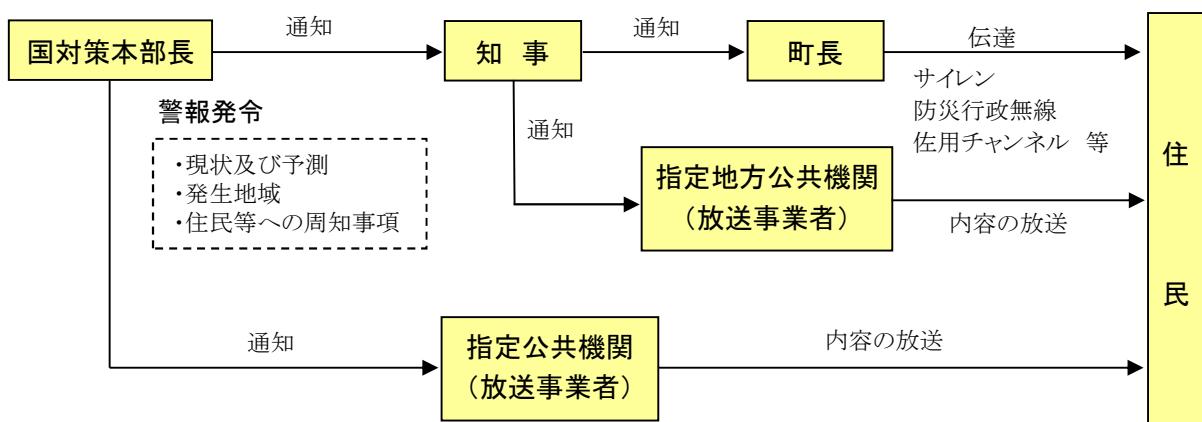
(1) 警報の内容の伝達

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、伝達手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 町は、県から警報の通知を受けたときは、直ちに、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、その内容を通知する。
- ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ（<https://www.town.sayo.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。

※ 警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

また、町は、佐用チャンネル、さよう安全安心ネット、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

- ①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

- ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線、さよう安全安心ネットやホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
- イ) なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

【全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）が整備されており、瞬時に国から警報の内容が送信された場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

- (2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、西はりま消防組合は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配意する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 町は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮する。

- (4) 町は、避難行動要支援者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。

また、健康福祉課、高年介護課及び住民課等との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

① 聴覚障がい者に対しては目に見える情報を、視覚障がい者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。

② 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障がい者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育園等の児童、園児や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努める。

③ 自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、避難行動要支援者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うように努める。

④ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、ひょうごEネットでの発信や、多言語放送を行う放送事業者等の協力を得て、多言語で警報の内容を発信するほか、必要に応じて、外国人団体及びN G O等の関係団体に対して情報提供するなど、警報の伝達が円滑に行われるよう努める。

- (5) 警報が解除されたとき、町長は、警報が発令された場合と同様の方法で、警報の解除の通知、伝達を行う。ただし、警報の解除の伝達においては、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達及び通知

- (1) 緊急通報の町民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

- (2) 放送事業者等に対し、迅速に緊急通報の内容を通知する。

- (3) 町は県警察と協力し、警報の伝達方法に準じて、緊急通報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努める。

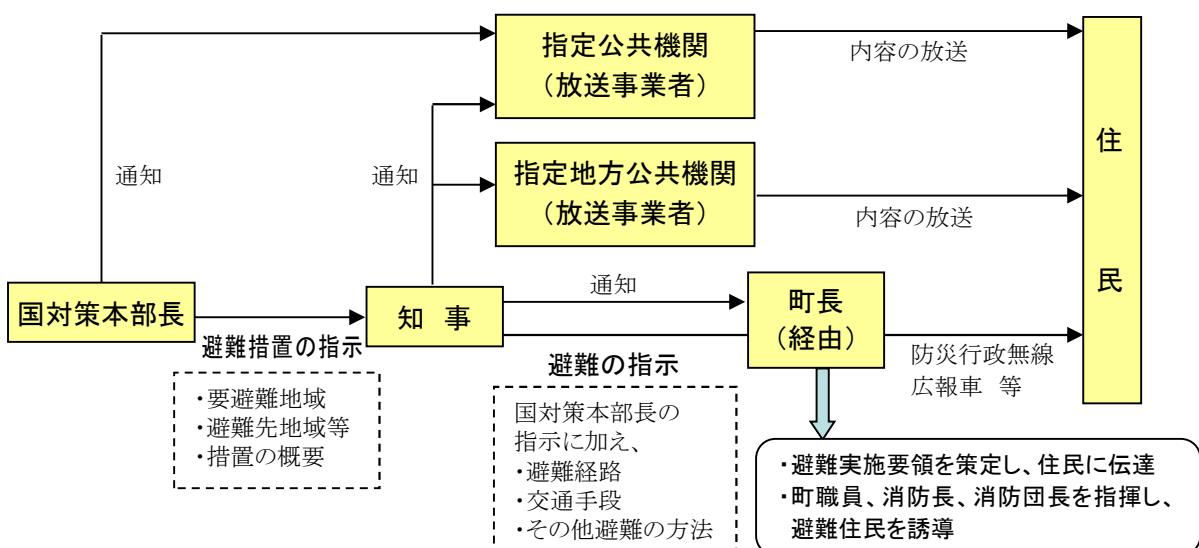
第2節 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が町民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民及び関係ある公私の団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。

【避難の指示の流れについては下図のとおり】



※ また、被害が広範囲な場合など、町、消防本部、県警察等が避難誘導を行うことが困難な場合、自主避難を原則として、自治会、消防団、自主防災組織等が中心となり、コミュニティ単位で避難・避難誘導を実施する。

【避難指示の例】

○○月○○日○○時現在

佐用町において○日○時に県対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示がありました。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難してください。

該当地区の住民は、次の方法により避難を開始してください。

- ① A地区の住民のみなさんは、B地区○○小学校体育館を避難先として、○日○時を目途に避難を開始し、○○時間を目途に避難を完了してください。

交通手段及び避難経路は、国道○○号○○前にバスを待機させていますので、消防団等の指示に従ってください。また、県道○○は、一般車両の通行は禁止となっています。

- ② C地区の住民のみなさんは、D地区○○公民館を集合場所として、○日○時を目途に避難を開始し、○○時間を目途に避難を完了してください。

交通手段及び避難経路は、徒步により、緊急にD地区○○公民館に移動の後、追って指示を待ってください。

※ 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、内容について修正を行い改めて避難の指示を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載される市町の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

【県国民保護計画における「町の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

町長は、避難実施要領の策定に当たっては、次の点に留意する。

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避

難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 町職員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、町職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 避難行動要支援者、その他特に配慮を要する者への対応

避難行動要支援者等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）

（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置）

⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県国民保護対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と保護措置の実施について、道路、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による利用指針（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第12条第1項等）の策定に係る調整が開始されるよう、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめることとする。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊兵庫地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。また、管轄する県地方対策本部長（西播磨県民局長）にも併せて通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の例】

兵庫県佐用町

○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A地区における住民の避難は、次の方法で行う。

(1) A地区の住民は、B地区にあるB小学校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・その他）

① バスの場合

A地区の住民は、A地区にあるA小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B地区B小学校体育館に避難する。

② 鉄道の場合

A地区の住民は、○○鉄道○○駅前に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、○○駅前までの経路としては、できるだけ国道○○号線を使用すること。集合後は、○日○時○分発○○行きの電車で避難する。B駅到着後は、職員及び消防団員等の誘導に従って、主に徒歩でB地区B小学校体育館に避難する。

・・・・以下略・・・

(2) A地区の住民は、B地区にあるB中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、町職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・町国民保護対策本部要員
- ・現地連絡要員

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営要員 ・水、食料等支援要員等 |
| (2) 残留者の確認 |
| 町で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。) |
| (3) 避難行動要支援者、その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 |
| 誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。 |
| また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、町職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。 |
| 3 その他避難の実施に関し必要な事項 |
| (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。 |
| (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。 |
| (3) 避難誘導から離脱してしまった場合など、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。 |
| 町国民保護対策本部 担当△山○男 |
| TEL ×××-×××-××× |
| FAX ×××-×××-××× |
| ・・・・以下略・・・ |

3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、当該町の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮のうえ避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

西はりま消防組合は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、西はりま消防組合と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該町職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、町長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

尚また、町長は、大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 避難行動要支援者等への配慮

町長は、避難行動要支援者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う（また、「避難支援プラン」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

また、町内の病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育園等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を

うとともに、県警察や地域の自主防災組織等と、安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、県及び関係機関と連携協力を図りながら、可能な範囲で、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

① 危険動物等の逸走対策

② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者の県及び町は、交通規制や道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

① 町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。この場合において町は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

② 原則として、町の区域を越える運送の場合は、県が運送事業者である指定公共機関等に対して運送を求め、町の区域内の運送の場合は、当該町から運送を求める。

③ 町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県国民保護対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

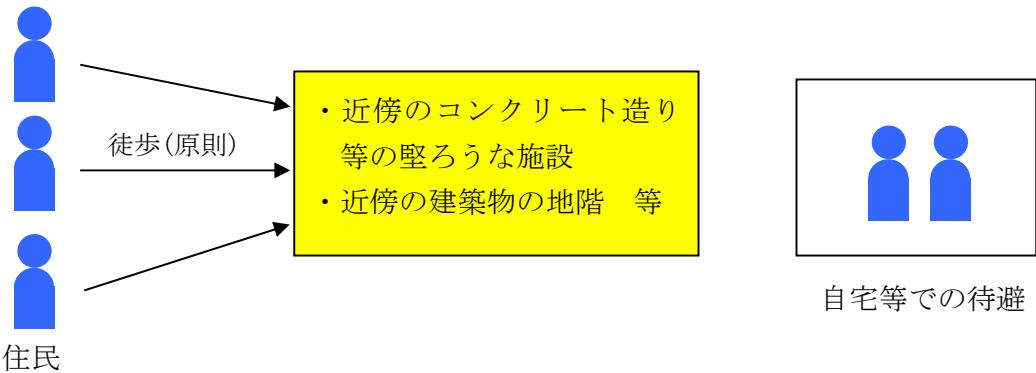
町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

4 避難の類型

(1) 屋内への避難

弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、(2)

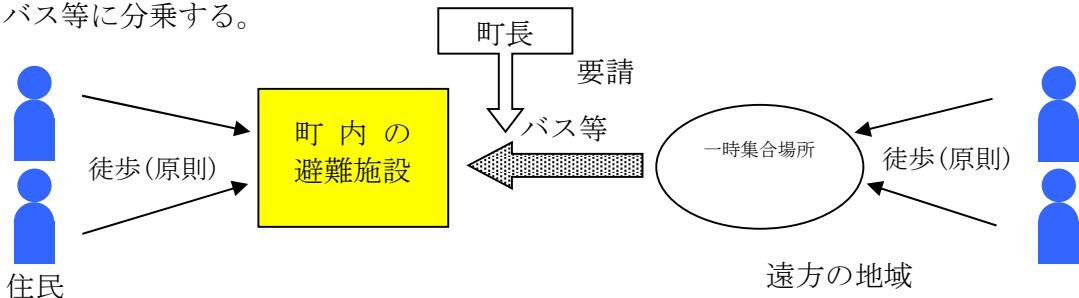
～(4)の類型により、他の安全な地域へ避難する。



(2) 町内の避難

町内において避難する場合は、徒步を原則として、町内の避難施設に避難する。

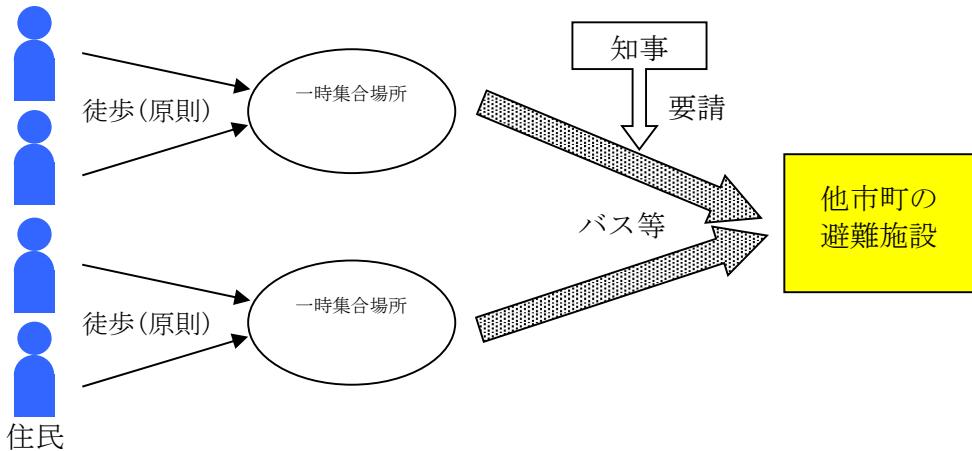
また、町内であっても遠方への避難が必要な場合は、町長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、住民は、徒步を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。



(3) 他市町への避難

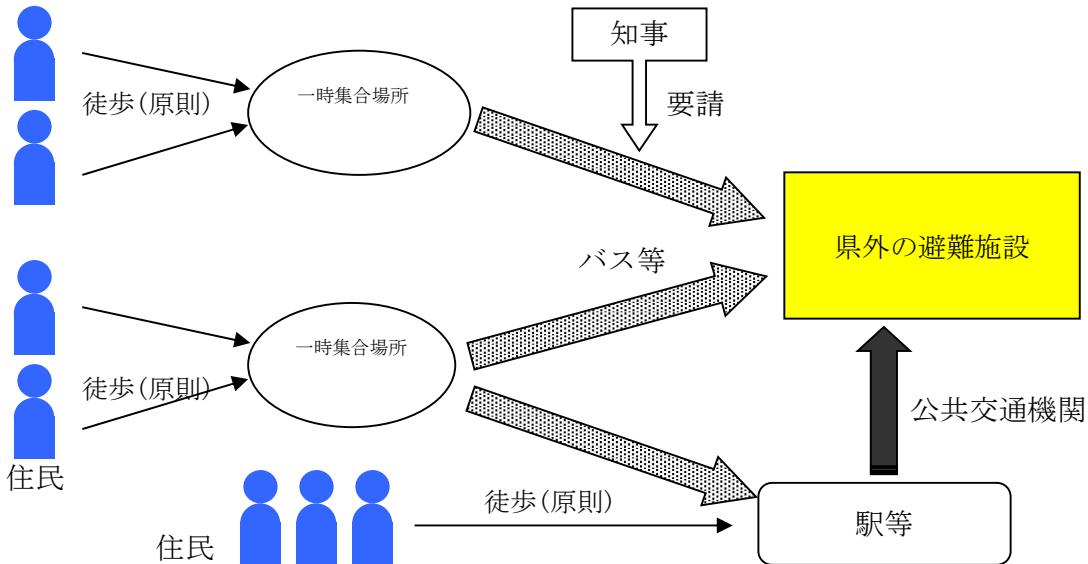
他市町へ避難する場合は、住民は、徒步を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。



(4) 県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、路線バス等の公共交通機関による避難を行う。この場合においては、住民は、徒步を原則として、駅等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。また、知事が要請したバス等により避難する場合は、住民は、徒步を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。



5 避難に当たって留意すべき事項

地域の特性や事態の類型等により、住民の避難の形態が大きく異なることから、それぞれの場面における避難に当たって配慮すべき事項について定める。

(1) 地域特性に応じた留意事項（積雪地における住民の避難）

積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に長時間をするほか、避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことから、それらの事項について十分に配慮する。

(2) 大規模集客施設や旅客輸送関連施設の留意事項

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、町は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう情報伝達などの必要な対策に努める。

(3) 事態の類型等に応じた留意事項

① 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つて行うことを基本とする。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動

と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ) 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

【避難に比較的時間に余裕がある場合の対応】

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

【避難の指示の内容（例）】

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- A地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、町長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- B地区の住民については、町長による誘導に従い、C地区へ避難すること。
健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

③ 弾道ミサイルによる攻撃の場合

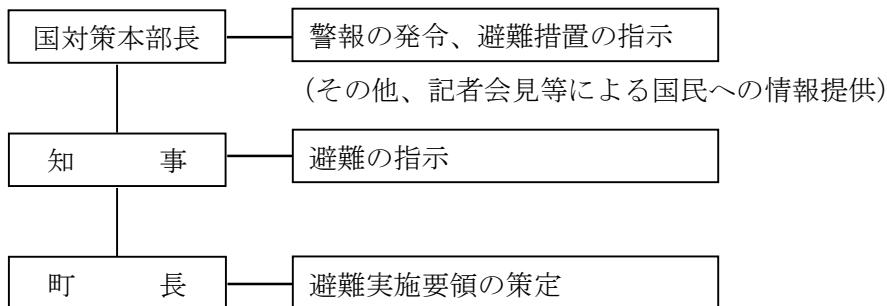
ア) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や近傍の建築物の地階等に避難することとなる。)

イ) 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

【避難の指示の内容（例）】

- 弹道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。
(特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)
- 要避難地域に該当するA市A地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・・

④ 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取る。

⑤ 武力攻撃原子力災害の場合

知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、事態の状況を見て、次のような避難の指示を行うものとされている。

事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）に相当する地域と同様の措置（まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。）を指示。なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意する。

また、事態の推移に応じて、放射性物質等の長期間放出が予想され、しかも他の地域への避難によらなければ相当な被ばくを避け得ない場合等には、当該避難を指示する。

⑥ N B C 攻撃の場合

知事は、消防機関及び県警察等の避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を

図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずるものとされている。

【N B C攻撃における避難の留意点】

| 攻撃の種類 | 留 意 点 |
|--------------------|---|
| 核 攻 撃 等 | <p>① 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域</p> <ul style="list-style-type: none">・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の予防服用の実施については、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めの例により行う。 <p>② 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域</p> <ul style="list-style-type: none">・放射線の影響を受けない安全な地域に避難・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 <p>③ ダーティボムによる攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難 |
| 生 物 剤 に よ る 攻 撃 | <ul style="list-style-type: none">・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療 |
| 化 学 剤 に よ る 攻 撃 | <ul style="list-style-type: none">・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難 |

第5章 救援

第1節 救援の実施

1 知事による事務委任

知事は、下記の事項に該当するときは原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を町長に委任する。

- (1) 町長が該当事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図れること。
- (2) 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の搜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

2 救援の実施及び補助

町長は上記1により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、以下に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。

また、町長は、当該実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- (4) 医療の提供及び助産
- (5) 被災者の搜索及び救出
- (6) 埋葬及び火葬
- (7) 電話その他の通信設備の提供
- (8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 障害物の除去

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進める。

第2節 関係機関との連携

1 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

また、町長が行うこととされる救援の実施に関する事務以外の事務についても、町長は知事の行う救援を補助することとされており、県と密接に連携する。

2 他の市町との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携し救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第3節 救援の内容

1 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

2 救援における県との連携

町は、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、N B C攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

3 緊急物資の運送

- (1) 知事及び町長は、避難住民の運送の求めに準じ、運送事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の運送を求める。
- (2) 運送事業者である指定公共機関等は、知事又は町長から緊急物資の運送の求めがあったときは、避難住民の運送に準じ、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

第4節 救援の実施方法

町長が行う救援の基本的な実施方法について定める。

1 収容施設の供与

(1) 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。

① 避難所の開設

ア) 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するが、これら適当な建物を利用するすることが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

イ) 避難所の開設は、原則として町長が行うが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設する。

ウ) 町が避難所を開設したときは、開設日時及び場所、箇所数及び収容人員等について直ちに県に報告する。

エ) 町は、避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告する。

② 避難所の運営

ア) 避難所の運営は、原則として、町が行う。

- イ) 町は、避難所を開設したときは、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。
- ウ) 町は、避難所の維持、管理のため、避難所ごとに責任者（原則として町職員）を定め学校教職員など施設管理者、自主防災組織等とも連携し、円滑な運営を図る。
- エ) 町は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、避難元の都道府県又は市町村の職員に対して協力を求める。
- オ) 学校に避難所が開設された場合、教職員が、次の避難所運営業務に従事できるものとし、この期間は7日以内を原則とする。
- ・施設等開放区域の明示
 - ・避難者誘導・避難者名簿の作成
 - ・情報連絡活動
 - ・食料、飲料水、毛布等の救援物資の保管及び配給分配
 - ・ボランティアの受け入れ
 - ・炊き出しへの協力
 - ・避難所運営組織づくりへの協力
 - ・重傷者への対応
- カ) 町は、町と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保する。
- キ) 町は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。
- ク) 町は、避難行動要支援者、女性、子育て家庭など、個々の状況に応じた十分な配慮を行う。

【女性や子育て家庭等への配慮】

運営責任者、自治会及び自主防災組織等のリーダーや世話人は、避難生活が長期間となる場合、女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、トイレや安全確保、女性が相談できる場づくりなどに配慮した運営を行う。また、子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

【避難行動要支援者への配慮】

- 指定避難所等での生活が困難な避難行動要支援者等は、避難生活が長期間となる場合など、福祉避難所（設備の整った社会福祉施設等）で対応するように配慮する。
- ケ) 町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難住民等の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

③ 福祉避難所

ア) 福祉避難所の必要性

一般の避難所は、階段や段差が多いこと、障がい者用トイレがないことなど、必ずしも高齢者や障がい者等に配慮した構造になっていないほか、常に介助を要する者にとっては、その特性に応じた専用の避難所（以下「福祉避難所」という。）が必要であるため、一般の避難所とは別に福祉避難所をあらかじめ指定するよう努める。

イ) 福祉避難所の対象者

福祉避難所への避難対象者は、高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児、病弱者等避難

所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

ウ) 福祉避難所となる施設

生活対策部は、福祉避難所として利用可能な施設の状況を事前に把握しておく。利用可能な施設は、設備の整った社会福祉施設等の施設とする。

エ) 福祉避難所の指定と利用

町と福祉避難所の指定に関する協定を締結している施設は、下記の福祉避難所一覧のとおりであり、この施設の中から福祉避難所として指定する。ただし、協定を締結した施設が被災することも想定されるため、町は、協定の有無に関わらず、前項の「(ウ) 福祉避難所となる施設」の社会福祉施設等に対し災害時の福祉避難所設置について広く協力を求め、協力を得られた施設を福祉避難所として指定する。

町は、協定の有無に関わらず、前項の「(ウ) 福祉避難所となる施設」の社会福祉施設等に対し災害時の福祉避難所設置について広く協力を求め、協力を得られた施設を福祉避難所として指定する。また、福祉避難所を指定する場合、当該施設管理者と十分な連絡調整を図って受け入れ可能状況を把握し、通常の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分に配慮する。

また、町内の施設だけでは対応が困難な場合、県及び他市町に協力要請し対応する。

【障害者支援施設等 (医療健康対策部)】

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|-------------------------|-----------|---------|---------|
| 障害者支援施設いちょう園 | 佐用 1506 | 82-0003 | 82-2877 |
| 障害者支援施設千種川リハビリテーションセンター | 平福 780 | 83-2001 | 83-2002 |
| 障害者支援施設播磨園 | 多賀 2268 | 78-0168 | 78-0169 |
| 障害者支援施設三原ホーム | 三原 335-13 | 79-3835 | 79-3836 |
| 救護施設南光園 | 西下野 880 | 77-0236 | 77-0715 |

【介護保険施設 (医療健康対策部)】

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|--------------------|-----------|---------|---------|
| 介護老人保健施設浩陽園 | 佐用 3529-3 | 82-0321 | 82-2789 |
| 特別養護老人ホーム朝陽ヶ丘荘 | 平福 138-1 | 83-2008 | 83-2035 |
| 特別養護老人ホーム祐あいホーム上月 | 福吉 721 | 87-0011 | 87-0033 |
| 特別養護老人ホームはなみずき | 安川 401 | 78-8003 | 78-8005 |
| 特別養護老人ホームサンホームみかづき | 志文 515 | 79-3145 | 79-3783 |
| 老人保健施設ハイム・ゾンネ | 林崎 662-3 | 78-0001 | 78-0011 |

【養護老人施設 (医療健康対策部)】

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|------------------|----------|---------|---------|
| 佐用町立養護老人ホーム佐用朝霧園 | 林崎 662-8 | 78-8050 | 78-8051 |

(2) 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。

① 応急仮設住宅の設置及び供与の方法

ア) 応急仮設住宅の規格、規模、構造、単価等について市町間で格差の生じないよう広域的な調整を行う必要があるため、原則として、県が応急仮設住宅を設置することとなっている。また、町が設置する場合には、県は、市町別に必要な戸数を算定し、その規格等を定めるなど、同質のものを作らせるよう指導することとなっている。

イ) 町は、応急仮設住宅の建設に加えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施することができる。

② 応急仮設住宅の構造

ア) 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全性及び利便性に配慮した構造とする。

イ) 高齢者、障がい者等特に配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、老人住宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

ウ) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置し、地域コミュニティの確保を図る。

③ 入居者の認定

入居者の認定は、町において行う。この場合において、高齢者、障がい者等の優先入居に十分配慮する。

④ 応急仮設住宅の管理

町において、通常の管理を行う。

⑤ 生活環境の整備

町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

⑦ 応急仮設住宅の建設の留意点

応急仮設住宅の運営管理を考える際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。特に主食、副食類については、県に供給を要請、又はあらかじめ供給協定を締結している民間事業者などから供給あっせんを受け、その確保に努める。

① 炊き出しその他による食品の給与の方法

ア) 炊き出しほは、原則として、避難所内又はその近くの適当な場所で実施するが、適当な場所がないときは、所有者等の同意を得て、飲食店又は旅館等を使用する。

イ) 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態を給することとし、弁当によるものもできる。また、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮する。

② 食料の供給要請等

町は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんを要請する。

- ・供給あっせんを必要とする理由
- ・必要な品目及び数量
- ・引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- ・荷役作業者の派遣の必要の有無
- ・その他参考となる事項

③ 輸送

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(2) 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。

① 飲料水供給の方法

- ア) 町は、対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施する。
- イ) 飲料水の供給について困難が伴うとき町は、県へ供給に当たり応援を要請する。
- ウ) 町（水道事業者）は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。
- エ) 病院、救護所等へは、最優先で給水する。

② 水源及び給水量

- ア) 町（水道事業者）は、浄水場、配水池等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。
- イ) 町（水道事業者）は、武力攻撃災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

| 内 容 時系列 | 期 間 | 1人当たり 水量 (ℓ/日) | 水量の用途内 訳 | 給水方法と応急給水量の想定 |
|------------|------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------------|
| 第1次 給 水 | 発災から 3 日 間 | 3 | 生命維持のため最小限必要量 | 自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水 |
| 第2次 給 水 | 4日目から 10 日まで | 3～20 | 調理、洗面等最低限生活に必要な水量 | ・自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 ・仮設配管による給水 |
| | 11日目から 20 日まで | 20～100 | 最低限の浴用、洗濯に必要な水量 | ・復旧した配水幹線、支線に設置する仮設給水管からの給水 |
| 第3次 給 水 | 21日目から 完全復旧まで | 100～ 被災前水量 | 通常給水とほぼ同量 | ・仮設配管からの各戸給水 ・共用栓の設置 |

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

③ 給水応援

- ア) 町は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行う。

イ) 町は、必要な人員、資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- ・給水を必要とする人員
- ・給水を必要とする期間及び給水量
- ・給水する場所
- ・必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ・給水車両借上げの場合は、その必要台数
- ・その他必要な事項

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の方法

- ① 町は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして又はあらかじめ供給協定を締結している民間事業者などに供給あっせんを要請する。
- ア) 供給あっせんを必要とする理由
 - イ) 必要な緊急物資の品目及び数量
 - ウ) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
 - エ) 連絡先及び連絡担当者
 - オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ) その他参考となる事項

(2) 被服、寝具その他生活必需品の品目

給与又は貸与する主な品目については、一般に次のとおりであり、高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

- ① 被服、寝具及び身の回り品
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘 など
- ② 日用品
石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー など
- ③ 炊事用具及び食器
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸 など
- ④ 光熱材料
マッチ、プロパンガス など

※ 哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

4 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は分娩の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供できるよう佐用郡医師会等に協力を要請する。

(1) 救護所の設置

町は、次の場合に救護所を設置する。

- ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しき

れない場合

- ② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
- ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- ④ 町は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員などをあらかじめ定めておく。
- ⑤ 町は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、佐用郡医師会と協議の上、救護所を廃止する。

(2) 情報の収集及び提供

① 情報収集の協力

町、佐用郡医師会は、県龍野健康福祉事務所等と連携し、災害救急医療情報システム等を活用した、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関する情報の収集に協力する。

② 情報の提供

西はりま消防組合は、県から提供される患者受入可能医療機関について情報の収集、把握を行うとともに、適宜町を通じた住民向け広報、医療機関向け情報提供等に活用する。

(3) 救護班の派遣等

① 町は、県に対して必要な救護班等の応援の要請を行う。

ア) 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、国立病院機構病院、公的病院、その他の医療機関に対する救護班の編成及び被災地への派遣要請

イ) 患者搬送等に係る県・神戸市等のヘリコプターの出動要請

ウ) 近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への患者受け入れの要請

エ) 自衛隊、管区海上保安本部に対する船艇・航空機による患者搬送の要請

オ) 電気事業者に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請並びに水道事業者及びプロパンガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請

カ) 厚生労働省を通じた救護班の派遣等の要請

② 町は、医薬品の確保について、必要に応じて、県へ要請を行う。

ア) 赤十字血液センターに対する血液の安定供給

イ) 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会、日本医療ガス協会兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保

(4) 救護班の活動

① 被災地に入った救護班の活動として、町の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心とした、傷病者のトリアージ、応急処置、重症者の搬送の指示・手配等がある。

② 発災後3日目以降の活動としては、内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等避難行動要支援者の健康管理、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療等がある。

③ 町は、災害時拠点病院及び日本赤十字社が自主判断により救護班を派遣し、活動した場合については、町からの要請に基づいた派遣活動として認める。

(5) 患者等搬送体制

西はりま消防組合は、県、災害医療センター及びその他医療機関と情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。

(6) 医薬品等の供給

① 品目

町は県と協力して、次の品目の医薬品を確保する。特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

| 区分 | 期間 | 主な医薬品 |
|-------|---------|---------------------|
| 緊急処置用 | 発災後3日間 | 輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等 |
| 急性疾患用 | 3日目以降 | 風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等 |
| 慢性疾患用 | 避難所の長期化 | 糖尿病、高血圧等への対応 |

② 調達方法

町は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

③ 搬送、供給方法

販売事業者は、町域の集積基地まで搬送し、町は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。

(7) 医療機関のライフラインの確保

- ① 町は、医療機関への上水の提供について水道事業者と調整を行うとともに、透析医会を通じ、断水した透析医療機関を把握する。
- ② 町は、県と連携を図りながら、一般社団法人兵庫県LPGガス協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請するとともに、ガス設備の調整等について配慮を要請する。
- ③ 町は、ライフラインの途絶等により患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行うなどの措置を講じる。
- ④ 町は、県と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン関係事業者に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

5 被災者の搜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、町及び消防機関は、職員を動員し、県警察等と連携して、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の搜索、救出活動を行う。

- (1) 町及び消防機関は、職員を動員し県警察等と連携して、負傷者等の搜索、救出活動を行う。
- (2) 町は、救出活動が困難な場合においては、県に対し、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。

応援を必要とする理由、応援を必要とする人員・資機材等、応援を必要とする場所、応援を必要とする期間、その他必要な事項

- (3) 町及び消防機関は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

6 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。

- (1) 埋葬の方法

- ① 埋火葬は、正式な葬祭でないことから、原則として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供をもって行う。
- ② 町は、武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、埋火葬を実施する。

(2) 広域火葬の実施

町は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

7 電話その他の通信設備の提供

町長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや、必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐものとする。

8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者の住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る。

- (1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。
- (2) 町は、建築事業者が不足し、又は建築資機材の調達が困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼する。

被害戸数（半焼・半壊）、修理を必要とする戸数、調達を必要とする資機材の品目及び数量、派遣を必要とする建築事業者数、連絡責任者、その他参考となる事項

9 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品を給与する。

(1) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(2) 学用品給与の方法

- ① 町は、その所管する学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達、配分を行う。
- ② 給与の対象となる児童生徒等の確実な人員数を調査把握するため、被災者名簿と当該学校における学籍簿等とを照合する等、学年別に給与対象人員を正確に把握するよう努める。

10 死体の搜索及び処理

(1) 死体の搜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者（死体）を搜索するものとし、死体を発見した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡する。

(2) 死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、これらの処理を実施する。

- ① 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供を内容とし、死者に遺族のない場合は、町が、死体の処理に必要な物資の調達から処理に関する全ての措置を実施する。
- ② 検案は、原則として救護班及び監察医において行うこととするが、民間の開業医によって行われた場合には、その医師に対して費用の限度内で実費を弁償する。
- ③ 町は、必要なドライアイス及び棺等の確保に当たり、県へあっせんを求める。

11 障害物の除去

武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

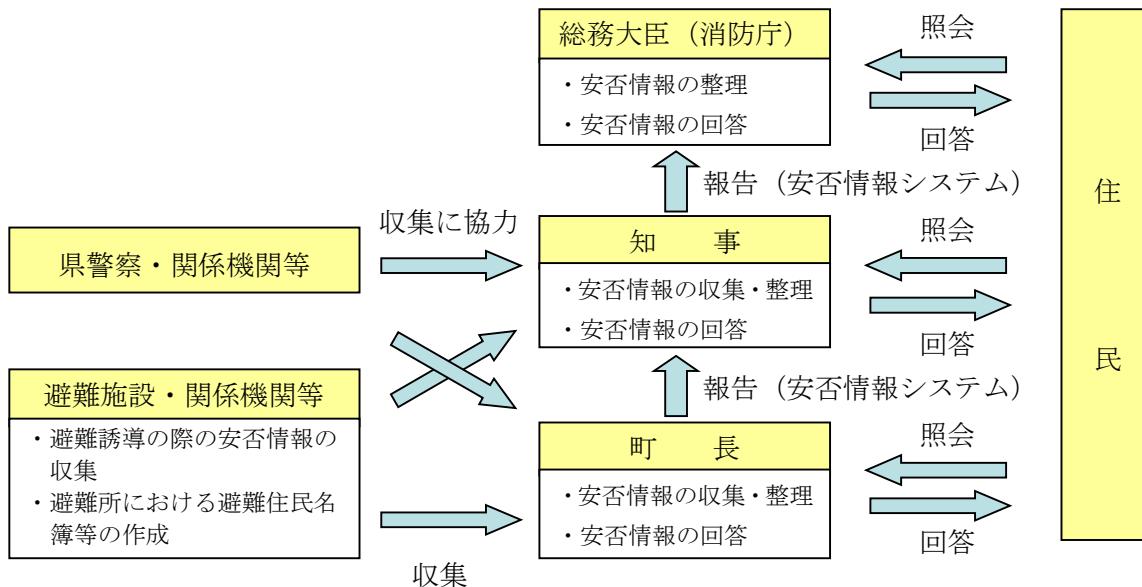
- (1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去する。
- (2) 町は対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。

除去を必要とする住家戸数、除去に必要な人員、除去に必要な期間、除去に必要な機械器具の品目別数量、除去した障害物の集積場所の有無、その他参考となる事項

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである】



第1節 安否情報の収集

1 安否情報の収集

町は、避難住民の誘導の際に、又は避難所において、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。収集中あたっては、やむ得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。

ただし、やむ得ない場合は、町長が適当と認める方法により行う。

※ 安否情報省令に規定する様式第1号、第2号は、国民保護計画資料編に示す。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

第2節 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方針によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。
※ 安否情報省令に規定する様式第3号は、国民保護計画資料編に示す。

第3節 安否情報の照会に対する回答

1 安否情報の照会の受付

- (1) 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町国民保護対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- (2) 住民からの安否情報の照会については、原則として町国民保護対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。

- (3) 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、町長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。

※ 安否情報省令に規定する様式第4号は、国民保護計画資料編に示す。

2 安否情報の回答

- (1) 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うことにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- (2) 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- (3) 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

※ 安否情報省令に規定する様式第5号は、国民保護計画資料編に示す。

3 個人の情報の保護への配慮

- (1) 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾

病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第4節 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、第3節の2と3同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意し他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、当該町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害が著しく大規模であること、その性質が特殊であることその他の事情により、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。また、町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、知事に対し、国対策本部長へ、消防、県警察、自衛隊などの専門部隊の派遣など必要な措置の実施要請を行うよう求めることができる。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つことまがない場合もあることから、町長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（例）】

「〇〇地域〇〇集落、△△地域△△集落」の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

「〇〇地域〇〇集落、△△地域△△集落」の住民については、〇〇地域の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するより、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、佐用チャンネル等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 町長は、知事、警察官、又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設ける。警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なる。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町国民保護対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線、佐用チャンネルや広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

⑤ 町長は、大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 武力攻撃災害の拡大防止のための事前指示

町長は、武力攻撃災害が発生する恐れがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

4 土地、建物の一時使用等

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは

収用

- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

- (1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、西はりま消防組合及び県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

- (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、西はりま消防組合は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

- (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長及び消防長は、当該町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

- (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長及び消防長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

- (5) 消防の応援の受け入れ体制の確立

町長及び消防長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

- (6) 消防の相互応援に関する出動

消防長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、町長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

- (7) 医療機関との連携

町長及び消防長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

- (8) 安全の確保

① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県国民保護対策本部からの情報を町国民保護対策本部に集約し、

全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

- ② その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の町長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、西はりま消防組合と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 町長又は消防長は、特に現場で活動する消防職員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

西はりま消防組合及び町は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。この場合において、西はりま消防組合及び町は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行なう。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、当該施設の安全確保のため必要な支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

消防長及び町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のために、次の措置を講ずべきことを命ずる。なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町国民保護対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について町長等が命ずることができる対象及び措置】

① 対 象

西はりま消防組合所管の佐用町区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は西はりま消防組合所管の佐用町所管の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

② 措 置

- ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

（2）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

消防長及び町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、（1）の②（ア）から（ウ）の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4節 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等

町は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力事故災害応急対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、N B C攻撃による災害への対処については、國の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

（1）地域防災計画（原子力事故災害応急対策）等に準じた措置の実施

町は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（原子力事故災害応急対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

（2）放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

① 町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会及び国土交通大臣若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、西はりま消防組合に連絡する。

② 町長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者、内閣総理大臣及び原子力規制委員会及び国土交通大臣又は県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者にその内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる内閣総理大臣及び原子力規制委員会及び国土交通大臣及び知事に通報する。

③ 町長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

④ 町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、西はりま消防組合に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) モニタリングの実施

町によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（大規模事故等編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 住民の避難誘導

- ① 町長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 町長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。
- ③ 町長は、避難の際の住民等に対する避難退城時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（大規模事故等編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 町は、国民保護法第105条第7項に規定する応急対策の実施に係る公示（②及び③において、単に「公示」という。）を行った後における官邸及び緊急時対応センター（原子力規制庁）と現地との連絡については、原則として原子力施設等における応急対策に関する情報については原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）を通じ、オフサイト対応に関する情報については現地対策本部を通じて行う。
- ② 現地災害対策本部は、原則として、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に設置するものとするが、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置される。
- ③ 現地災害対策本部は、オフサイトセンター等において、応急対策実施区域を管轄する町の対策本部等とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織し、武力攻撃原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長が主導的に運営するものとするほか、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めの例により行う。
- ④ 町は、国の現地対策本部長が運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ⑤ 町は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(6) 国への措置命令の要請等

町長は、町民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講すべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、町長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(7) 職員の安全の確保

町長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

(8) 飲食物の摂取制限等

町長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の装置については、地域防災計画（大規模事故等編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 NBC攻撃による災害への対処

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合には、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町国民保護対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、西はりま消防組合は、専門家等と協議した上、個人線量計、防護服等を装備し、除染等の活動を行う。

② 生物剤による攻撃の場合

西はりま消防組合は、関係機関との間において、相互の活動に必要な情報を共有した上、活動要領に基づき、救出・除染等の活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

西はりま消防組合は、関係機関との間において、相互の活動に必要な情報を共有した上、活動要領に基づき、救出・除染等の活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊

性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、町の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 町長の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

| | 対象物件等 | 措置 |
|----|-----------------|--|
| 1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄 |
| 2号 | 生活の用に供する水 | 管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止 |
| 3号 | 死体 | ・移動の制限 ・移動の禁止 |
| 4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・廃棄 |
| 5号 | 建物 | ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖 |
| 6号 | 場所 | ・交通の制限 ・交通の遮断 |

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

| | |
|---|---|
| 1 | 当該措置を講ずる旨 |
| 2 | 当該措置を講ずる理由 |
| 3 | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 4 | 当該措置を講ずる時期 |
| 5 | 当該措置の内容 |

(6) 要員の安全の確保

町長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集・報告及び公表

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集、報告及び公表に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 被災情報の収集及び報告

- 1 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- 3 町は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知（平成29年2月7日消防応第11号消防庁長官通知（一部改正））に基づき、武力攻撃災害等を覚知後、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）わかる範囲で、電子メール、FAX等によりその第1報を報告する。また、それ以後、判明したもののうちから逐次報告する。
※ 被災状況報告様式は、国民保護計画資料編に示す。
- 4 町は、第1報を消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努め、収集した情報について、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより県に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など町長が必要と判断した場合には、直ちに火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。
※ 火災・災害等即報要領「第3号様式（救急・救助事故等）」は、国民保護計画資料編に示す。

第2節 被災情報の公表

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、町民に適時適切な情報提供を行うものとする。また、行政相談も行うことができるよう、町国民保護対策本部における広報広聴体制の整備を行う。

【町国民保護対策本部における広報体制】

(1) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

(2) 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

(3) 留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ② 町国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。
- ③ 県と連携した広報体制を構築すること。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行なうことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 健康対策

- (1) 町、県、看護協会は、医師会や応援医療チームと協力して、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。特に、避難行動要支援者、その他特に配慮を要する者の心身の健康状況の把握に努める。また、町は、県と協力して関係機関による巡回健康相談の調整を行う。
- (2) 町、県、看護協会は、医師会や応援医療チームと協力して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- (3) 町、県は、歯科救護所を設置し、歯科医師会や応援歯科医療チーム、歯科衛生士会と協力して、被災者の応急歯科診療及び、歯科健康管理を行う。特に、避難行動要支援者、その他特に配慮を要する者の歯科健康状況の把握に努め、歯科医師会、歯科衛生士会と連携して巡回歯科健康相談等を行う。

2 感染症対策

- (1) 町は、県・自主防災組織・住民などとの連携を図り、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿の処置、家屋・便所・ごみため等の消毒、そ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施する。
- (2) 町は、県の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

3 食品衛生確保対策

県及び町は、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

4 飲料水衛生確保対策

- (1) 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- (2) 町は直ちに、地域防災計画の定めに準じて、応急対策人員を動員し、水道水の供給体制の整備等行い応急対策を実施する。
- (3) 町は、各水道施設（貯水、取水、導水、送水、配水、給水施設）ごとの、被害状況の的確な把握が応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行い、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。
- (4) 町は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道

災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、国土交通省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

5 栄養指導対策

- (1) 町は、県及び県栄養士会と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- (2) 町は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、県及び県栄養士会と連携し、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- (3) 町は、巡回栄養相談の実施に当たり、県及び県栄養士会と連携して高齢者等をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

第2節 廃棄物の処理

1 廃棄物処理の特例

- (1) 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定める。
- (2) 町長は、特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。この場合において、県に対し情報提供を行う。
- (3) 町長は、(2)により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- (4) 町は、平素から、既存の許可事業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例事業者に委託すべきかを検討する。

2 廃棄物処理対策

- (1) 町は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- (2) 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町の応援等にかかる要請を行う。
- (3) 町は、次の点に留意して、がれき処理を実施する。
 - ① 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
 - ② がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。
 - ③ 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。
 - ④ 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。
 - ⑤ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

第3節 文化財の保護

町教育委員会は、文化庁長官が町の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて町の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、町指定文化財等（町指定重要有形文化財、町指定重要有形民俗文化財及び町指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

第10章 町民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、町民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

第1節 生活関連物資等の価格安定

【価格の高騰又は供給不足の防止】

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

- (1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、町民への情報提供や相談窓口を設置する。

第2節 避難住民等の生活安定等

1 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようとするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3節 生活基盤等の確保

1 水の安定的な供給

水道事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

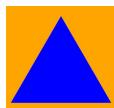
【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

第1節 特殊標章等

1 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。



（オレンジ色地に青の正三角形）

2 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

3 識別対象

保護措置に係る職務等を行う者、保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

表面

裏面

| | | |
|---|------------------------------|--|
| | (この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余白) | |
| 身分証明書 IDENTITY CARD | | |
| 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel | | |
| 氏名/Name _____ | | |
| 生年月日/Date of birth _____ | | |
| この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____. | | |
| 交付等の年月日/ Date of issue _____ | 証明書番号/ No. of card _____ | 許可権者の署名/ Signature of issuing authority _____ |
| 有効期間の満了日/ Date of expiry _____ | | |

| | | |
|--|----------------------------|-----------------|
| 身長/Height _____ | 眼の色/Eyes _____ | 頭髪の色/Hair _____ |
| その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ | | |
| 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER | | |
| 印章/Stamp | 所持者の署名/Signature of holder | |

（身分証明書のひな型）

第2節 特殊標章等の交付及び管理

町長又は消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

1 町長

- (1) 町の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 町長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- (4) 町長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 消防長

- (1) 消防長の所轄の消防職員で保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- (3) 消防長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3節 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 基本的考え方

1 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

2 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切り替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

3 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2節 公共的施設の応急の復旧

1 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理する上下水道等のライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

2 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

第2節 町における当面の復旧

町は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3節 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

第3章 保護措置に要した費用の支弁等

町が保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

1 国に対する負担金の請求方法

町は、保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償及び損害補償

1 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

2 損害補償

町は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第4節 国民の権利利益の救済に係る手続等

1 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の町民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、町民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、町民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

2 町民の権利利益に関する文書の保存

町は、町民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、町民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

| 救済に係る手続 | | 担当部課等 |
|-----------------------------|--|-------------------------------|
| 損失補償 (法第 159 条第 1 項) | 応急公用負担に関すること (法第 113 条第 1 項・ 5 項) | 建設農林対策部 西はりま消防組合 など |
| 損害賠償 (法第 160 条) | 国民の協力要請によるもの (法第 70 条第 1 ・ 3 項、 80 条第 1 項、 115 条第 1 項、 123 条第 1 項) | 医療健康対策部 西はりま消防組合 統括部 など |
| 不服申立てに関すること (法第 6 条、 175 条) | | 該当課 |
| 訴訟に関すること (法第 6 条、 175 条) | | 該当課 |

第5編 緊急対処事態への対処

第1章 緊急対処事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編「総論」第5章「町国民保護計画が対象とする事態」2「緊急対処事態」に掲げるとおりである。

町は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第1編「総論」第5章「町国民保護計画が対象とする事態」2「緊急対処事態」（再掲）

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

第2章 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

【本計画における主な用語の読み替え】

| 武力攻撃事態等 | 緊急対処事態 |
|-------------|---------------|
| 保護措置 | 緊急対処保護措置 |
| 国民保護対策本部（長） | 緊急対処事態対策本部（長） |
| 武力攻撃 | 緊急対処事態における攻撃 |
| 武力攻撃災害 | 緊急対処事態における災害 |

平成 19年 3月 2日 策定
平成 25年 6月 4日 第1回改定
平成 27年 11月 26日 第2回改定
平成 29年 12月 15日 第3回改定
令和 5年 2月 27日 第4回改定
令和 7年 3月 31日 第5回改定

令和 7年 4月発行

事務局 佐用町役場企画防災課防災対策室

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
TEL 0790-82-0664
FAX 0790-82-0492